

会報

平成30年4月 NO.116

■2017年海外主要金融デリバティブ市場の現状	1
■個人向け店頭バイナリーオプション取引状況報告	35
■Financial Futuresニュース（平成30年1月～3月）	41

2017年海外主要金融デリバティブ市場の現状

－ オプションの活況、店頭デリバティブ取引規制等 －

1. 概況：(1) 取引所取引、(2) 店頭取引、(3) 取引所同士のM&Aから指数等事業買収へ、(4) 電子システムのアウトソーシング、(5) 店頭デリバティブ取引規制（銀行・プロ向け）、(6) LIBOR廃止と代替指標
2. 米国：(1) CMEグループ、(2) 米国のその他の先物取引所、(3) 先物業者数の推移、(4) 米国の規制
3. その他の米州：(1) カナダ、(2) ブラジル、(3) メキシコ、アルゼンチン、コロンビア
4. 欧州・アフリカ：(1) IFEU、Euronext、LSEG、LCH、(2) EUの規制、(3) 英国の規制、(4) Eurex、(5) その他の欧州・アフリカの先物取引所
5. アジア・太平洋地域：(1) インド、(2) シンガポール、(3) オーストラリア、(4) 韓国、(5) 台湾、(6) 香港、(7) 中国、(8) マレーシア、(9) その他のアジアの先物取引所

1. 概況

昨2017年の世界の80取引所（前年比▲1）におけるデリバティブ市場の出来高は、図1のように、農産物、エネルギー、金属等のコモディティ等（以下「農産物等」といいます）を含め、251億9899万枚（同▲0.1%）と前年比ほぼ同じでした。

店頭デリバティブ取引は、国際決済銀行（BIS）の残高調査によれば、図3のように、13年以降の大きな減少の後、2016年以後は横這いです。2014～

2015年の残高減には、清算機関による圧縮サービスが寄与しています（1.(2)b.参照）が、金利の中央清算の割合は77%程度でほぼ変わらずで推移しています。

グローバルに使用される短期金利のベンチマークとして使われてきたLIBORから質と健全性の高い代替指標への移行が計画されています。

規制面では、差額契約（差金決済取引）（CFD、contract for difference）やバイナリー・オプション等の一般顧客向け店頭デリバティブ取引に新たな規制が導入されつつあります。スイスフラン・ショックや英ポンド急落の市場変動について分析がなされ、対策が講じられています。

証券監督者国際機構（IOSCO）は、2017年10月2日から8日を「世界投資家週間」と定め、70の金融監督機関を動員して金融教育と投資家保護のための催し物を開催しました。

米国のドッド＝フランク・ウォールストリート改革及び消費者保護法（以下、「ドッド・フランク法」）は、2010年7月に制定され、同法に基づくルール策定はほぼ完了し、多くが実施に移されています。トランプ大統領は、その就任時前後、ドッド・フランク法の多くを切り取るつもりであることを表明しました。

欧州EUの金融商品市場指令（MiFID II）は、2018年1月3日に施行されました。

本稿は、取引所、業界団体、規制機関等の刊行物等を基に2018年2月（一部3月）現在でまとめたものです。本稿の内容については、取引所等の刊行物等をご確認ください。出来高は、各取引所公表数値及び先物業協会（FIA）のMonthly Volume Reportsに基づきます。

本稿において2回以上使用される取引所・清算機関の略称一覧

AMEX	: American Stock Exchange	LSEG	: London Stock Exchange Group
ASX	: Australian Securities Exchange	MCX	: Multi Commodity Exchange
BATS	: Better Alternative Trading System	MEFF	: Mercado Espanol de Futuros Financieros
B3	: Brasil, Bolsa e Balcão	MexDer	: Mexican Derivatives Exchange
BOX	: Boston Options Exchange	MGE	: Minneapolis Grain Exchange
BSE	: Budapest Stock Exchange	MIAX	: Miami International Securities Exchange
BSE	: Bombay Stock Exchange	MOEX	: Moscow Exchange
CBOE	: Chicago Board Options Exchange	MSEI	: Metropolitan-Stock Exchange
CBOT	: Chicago Board of Trade	NADEX	: North American Derivatives Exchange
CFE	: CBOE Futures Exchange	NCDEX	: National Commodity and Derivatives Exchange
CME	: Chicago Mercantile Exchange	NSE	: National Stock Exchange of India
CMEE	: CME Europe Limited	NYMEX	: New York Mercantile Exchange
DBAG	: Deutsche Börse AG	NZFOE	: New Zealand Futures & Options Exchange
EEX	: European Energy Exchange	OCC	: Options Clearing Corporation
HKEX	: Hong Kong Exchanges and Clearing	PHLX	: Philadelphia Stock Exchange
ICE	: Intercontinental Exchange	SEHK	: Stock Exchange of Hong Kong
ICS	: ICE Clearing Singapore	SFE	: Sydney Futures Exchange
IFCA	: ICE Futures Canada	SGX-DT	: Singapore Exchange Derivatives Trading
IFEU	: ICE Futures Europe	SGX-ST	: Singapore Exchange Securities Trading
IFS	: ICE Futures Singapore	SMX	: Singapore Mercantile Exchange
IFUS	: ICE Futures US	SSE	: Shanghai Stock Exchange
ISE	: International Securities Exchange	TAIFEX	: Taiwan Futures Exchange
JSE	: Johannesburg Securities Exchange	TASE	: Tel Aviv Stock Exchange
KRX	: Korean Exchange	TMX	: Montreal Exchange
LME	: London Metal Exchange		
LSEDM	: London Stock Exchange Derivatives Market		

(1) 取引所取引

a. 商品種類別出来高

2017年の世界の65先物取引所（前年65）の金融先物・オプション取引の出来高は、証券先物・オプション取引を含め、表2のように、192億2236万枚（前年比5.2%増）でした。うち、金利が前年比12.9%増加しました。通貨と農産物等がそれぞれ3.0%、13.2%減少しました。オプション（農産物等を含む）が、103億5623万枚（同11.0%増）でした。

① 短期金利先物

短期金利先物・オプションは、金利上昇の見通しにより、EURIBORの2億2774万枚（前年比43.9%増）をはじめ全体として増加しましたが、日本円は155万枚（同▲38.3%）と減少しました。CBOTの30日フェドファンド先物・オプションが4800万枚（同43.7%増）と、2015年に前年比2.6倍、2016年に同

64.5%増の後も継続して増加しています。

② 通貨先物・オプション

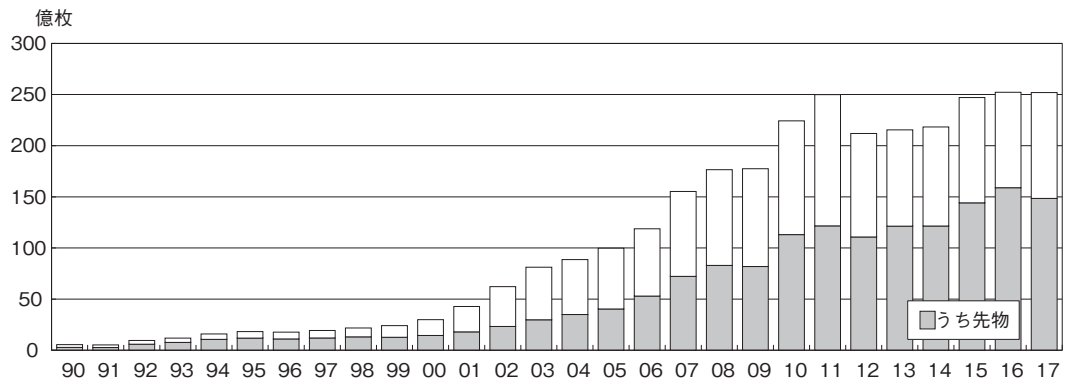
表3のように、MOEXの米ドル・ルーブル先物とNSE及びBSEの米ドル・ルピー先物・オプションの5商品だけで2017年は全世界の通貨先物・オプションの62.7%（前年67.9%）を占めています。BSEの米ドル・ルピー・オプションやB3のMini米ドル先物がそれぞれ前年比61.1%増、59.0%増（前々年比63.0%増、140.6%増）と継続して増加しました。2005年に約50%あった通貨先物・オプションにおけるCMEの世界のシェアは8.0%（前年7.7%）に減少しました。

b. 新商品・既存商品の改善

① オプション

権利行使期間を短くすることでオプション・プレミアムを小さくして、オプションを買いやすくする

図1 世界の取引所先物・オプション出来高（農産物等を含む）の推移



FIA (Futures Industry Association)

※ 1995年までの計数には個別株先物・オプションは含まれません。

図2 商品種類別シェアの変化

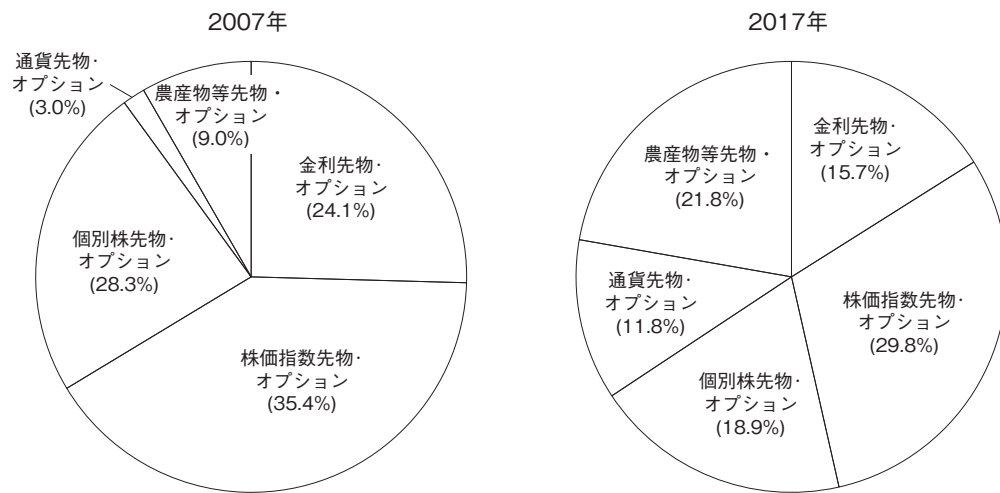
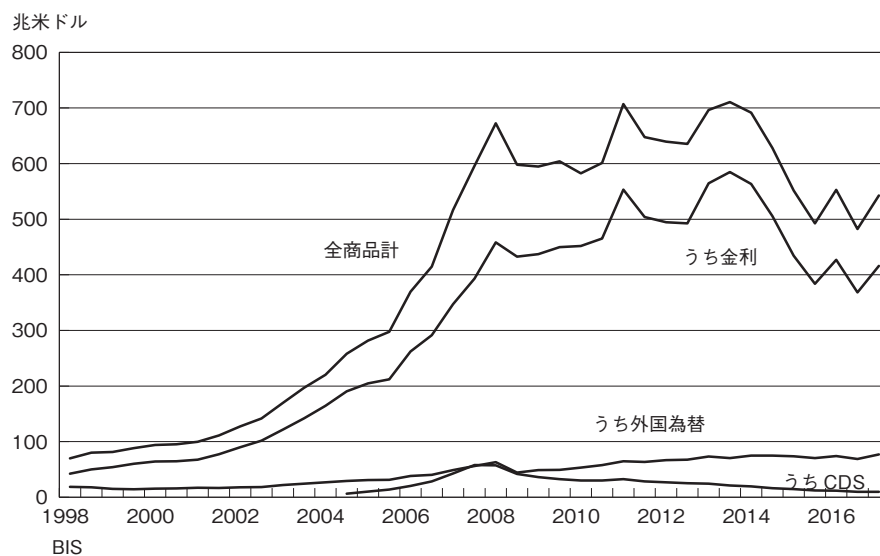


図3 店頭デリバティブ取引残高の推移



工夫がなされています。

- (i) ミッドカーブ・オプションは、オプション限月から一定期間の後の限月の先物を原商品としてプレミアムを小さくします。
- (ii) 週次オプションは、CMEやIFEUの金利、EurexのEuro BUND、株価指数、NYMEXのエネルギー、Euronextの株式関連など様々の先物取引所、商品種類にも導入されています。週次オプションの期日は通常金曜日であるところ、週末越えリスクのヘッジ手段となる月曜や、政策金利が決定されることの多い水曜を期日とする週次オプションも取引されています。
- (iii) ワン・セッション・オプションがあります (5.(3) a.②参照)。
- (iv) 店頭で行われている限月や権利行使日等の取引条件を買い手と売り手が交渉して決定するフレックス・オプションもIFEU等で行われています。

② 既存商品の改善

既存商品について、工夫を加えた改善が出来高増につながっています。例として、CMEグループの(i)ウルトラ国債、(ii)金利スワップ先物の固定金利にMAC^{*}を採用、(iii)オプション権利行使のアメリカンからヨーロッパ人への変更、(iv)MBO (market by order)、(v)従来のプレミアムで価格提示するPQO (premium quoted option) からボラティリティで価格提示するVQO (volatility quoted option) への変更などがあります。(2.(1)b.参照)

※ Market Agreed Coupon。上場時の市場金利。

c. 取引所別・商品別出来高

取引所別には、昨年に引き続き、表1のようにNSEが、グループとしてはCMEグループが第1位でした。農産物等も含めて1億枚を超えている取引所は、36 (前年比±0) あります。

※ 主要取引所の主要商品の概要については、会報本号「海外金融先物市場の主要金融先物・オプション商品の概要」をご参照ください。

これらの金融・証券を取引する取引所のほか、農産物等のみを取引する取引所が15 (前年16) あり、うち2017年の出来高が1億枚を超える取引所は、中国の鄭州 (2017年出来高5億8607万枚、前年比▲35.0%)、大連 (同11億0128万枚、▲28.4%)、上海 (同13億6424万枚、▲18.6%)、米国NYMEX (同7億8931万枚、8.3%増)、インドMCX (同1億9861万枚、▲19.0%)、ロンドンLME (同1億5734万枚、0.6%増) です。

(2) 店頭取引

a. 店頭デリバティブ取引高

BISは、3年ごとに世界の金融機関等を対象に外国為替及びデリバティブ市場での取引高を調査しています。会報112号2016年海外主要金融デリバティブ市場の現状1.(2)a.参照)

b. 店頭デリバティブ取引残高

BISがG10等13カ国の主要銀行を対象として半年ごとに調査する世界の店頭デリバティブ取引残高 (想定元本ベース) は、図3のように、調査が開始された1998年6月末から2013年6月末の711兆ドルまで増加を続けた後、大きく減少し、2015年12月末は493兆ドルに減少し、その後2016～2017年は横這いです。国際スワップ・デリバティブ協会 (ISDA) によれば、バーゼルⅢレバレッジ比率の新資本要件の導入及び圧縮技術の革新により、圧縮サービスの利用が急速に拡大しており、圧縮がなければ、2015年6月末の金利デリバティブ想定元本残高は、162%大きくなっているはずとのことです。

外国為替は2014年6月末以後74兆ドル程度で横這いの後、2017年6月は77兆ドルに増加しました。クレジット・デフォルト・スワップ (CDS) は、ピーク時の2007年12月の57兆ドルから2017年6月の9.6兆ドルに減少しています。

表1 年間出来高1億枚以上の取引所

(単位：枚、%)

	2016 年	2017 年	前年比増（減▲）
1. NSE	2,119,462,820	2,465,333,505	16.3%
2. CME	1,939,910,541	1,891,568,238	▲ 2.5%
① CME グループ※ 1	3,943,685,644	4,088,910,016	3.7%
3. B3	1,487,305,788	1,809,358,955	21.7%
4. Eurex	1,727,481,705	1,675,898,310	▲ 3.0%
5. MOEX	1,950,145,218	1,584,632,965	▲ 18.7%
6. CBOT	1,273,757,700	1,408,034,345	6.4%
7. IFEU	973,858,354	1,166,947,836	19.8%
② ICE グループ※ 2	2,039,128,970	2,125,404,062	4.2%
8. CBOE	1,033,349,820	1,132,457,708	9.6%
③ CBOE グループ※ 3	1,596,588,119	1,810,121,277	13.4%
9. KRX	692,990,540	1,015,335,674	46.5%
10. Nasdaq PHLX	582,093,570	641,637,538	10.2%
④ Nasdaq グループ※ 4	1,632,996,526	1,487,294,135	▲ 5.2%
11. BSE Bombay	543,058,508	608,434,204	12.0%
12. BATS	412,034,701	409,613,693	▲ 0.6%
13. JSE	479,202,245	382,944,304	▲ 20.1%
14. IFUS	370,362,741	354,504,852	▲ 4.3%
15. ISE	457,206,056	334,884,324	▲ 5.2%
16. 日本取引所	337,537,333	322,408,620	▲ 4.5%
17. NYSE Arca	388,979,129	302,568,725	▲ 22.2%
18. NYSE Amex	296,493,779	293,548,459	▲ 1.0%
19. TAIFEX	241,678,556	265,705,669	9.9%
20. Nasdaq Options Market	283,822,637	240,852,645	▲ 15.1%
21. HKEX	188,150,672	214,845,348	14.2%
⑤ HKEX グループ※ 5	344,642,173	372,186,941	8.0%
22. MIAx	247,112,479	191,153,873	▲ 22.6%
23. SGX-DT	156,803,517	161,808,961	3.2%
24. ROFEX	113,367,851	150,138,251	32.4%
25. ISE Gemini	89,189,491	191,019,945	114.2%
26. ASX 24	142,420,796	147,871,580	3.8%
⑥ ASX グループ※ 6	244,460,039	248,449,405	1.6%
27. Borsa Istanbul	107,253,507	146,122,348	36.2%
28. C2	91,025,788	141,207,528	55.1%
29. Euronext	126,241,982	140,276,927	11.1%
30. ASX	102,039,243	100,577,825	▲ 1.4%

※ 金融・証券先物・オプションを上場していない取引所を除き、各取引所の出来高には農産物等の非金融・証券先物・オプションを含みます。

※1 CME, CBOT, NYMEX

※2 NYSE Arca, NYSE Amex, IFUS, IFEU, IFCA, IFS

※3 CBOE, CFE, C2, BATS, EDGX

※4 Nordic, PHLX, Nasdaq Options, Nasdaq Boston, NLX, Commodities, NFX, ISE, ISE Gemini

※5 HKEX, LME

※6 ASX, ASX24

表2 商品種類別の全取引所合計出来高

(単位：枚、%)

	2016 年	2017 年	前年比増（減▲）
金利先物・オプション	3,514,684,376	3,967,993,213	12.9%
通貨先物・オプション	3,077,836,865	2,984,103,489	▲ 3.0%
株価指数先物・オプション	7,118,040,120	7,515,995,962	5.6%
個別株先物・オプション	4,557,835,036	4,754,265,481	4.3%
金融・証券先物・オプション合計	18,268,396,397	19,222,358,145	5.2%
農産物、エネルギー、金属先物・オプション	6,335,723,060	5,496,912,926	▲ 13.2%
その他	615,894,866	479,723,863	▲ 21.8%
総合計	25,220,014,323	25,198,992,934	▲ 0.1%

表3 年間出来高2億枚以上の商品
(+主要短期金利の先物・オプション(IFEU)及び主要通貨の先物(CME))

(単位：枚)

	2016年	2017年
1. ユーロドル金利（3ヵ月）先物（CME）	654,947,336	639,847,185
2. T-Note（10年）先物（CBOT）	350,762,158	375,338,447
3. 銀行間金利（1日）先物（B3）	302,518,177	354,386,047
4. ユーロドル金利先物オプション（CME）	308,783,229	343,430,049
5. T-Note（5年）先物（CBOT）	201,904,771	226,441,088
- 英ポンド金利（3ヵ月）先物（IFEU）	153,940,833	198,845,679
- EURIBOR金利（3ヵ月）先物（IFEU）	134,881,365	198,276,277
- 英ポンド金利先物オプション（IFEU）	40,176,224	40,814,644
- EURIBOR金利先物オプション（IFEU）	23,432,404	29,463,109
1. 米ドル・ルーブル通貨先物（MOEX）	860,140,157	590,260,376
2. 米ドル・ルピー通貨オプション（NSE）	351,632,420	371,600,526
米ドル・ルピー通貨オプション（BSE）	207,386,529	334,052,119
3. 米ドル・ルピー通貨先物（NSE）	351,162,981	312,477,915
4. 米ドル・ルピー通貨先物（BSE）	319,413,292	262,138,344
- ユーロFX通貨先物（CME）	49,455,909	56,455,834
- 日本円通貨先物（CME）	36,588,788	41,623,449
1. Bank Nifty指数オプション（NSE）	319,723,806	800,401,601
2. S&P CNX Nifty先物オプション（NSE）	715,273,610	562,315,794
3. KOSPI200オプション（KRX）	337,007,133	540,103,609
4. E-Mini S&P500先物（CME）	472,678,663	365,601,616
5. S&P500株オプション（CBOE）	257,953,004	292,029,953
6. Bovespa Mini先物（B3）	150,763,004	290,827,570
7. Euro STOXX 50先物（Eurex）	374,452,071	282,107,311
8. Euro STOXX50オプション（Eurex）	286,246,451	280,878,527
9. 日経225ミニ先物（日本取引所）	233,940,373	219,518,050

※ 商品ごとに1枚当たりの取引金額が異なるので、取引金額ベースの順位は大きく異なります。例えば、KOSPI200オプション1枚の取引金額は、約15万ドル（2012年3月9日以前は約2.3万ドル）で、ユーロドル預金（3ヵ月）先物の約15%、日経225オプションの約70%です。NSE及びMSEIの米ドル・インドルピー先物の1枚の取引金額は1,000ドルで、CMEの通貨先物の約1%です。

※ 個別株先物、個別株オプション及びETFを除きます。

※ オプションにはミッドカーブ・オプションを含みます。

c. 米国スワップ取扱実績

先物業協会（FIA）が集計・公表したスワップ執行施設（SEF）の2017年1月2日から12月31日までの取扱実績（想定元本）は、金利スワップが、集計対象12社（前年比±0）、129,360十億ドル（同25.8%増）、FXが同10社（同±0）、10,917十億ドル（同13.6%増）、CDSが同9社（同±0）、6,936十億ドル（同▲4.6%）、全商品で147,213十億ドル（同23.0%増）でした。

(3) 取引所同士のM&Aから指数等事業買収へ

世界の取引所は、収益源の多様化を進めています、特に、取引のための場所と施設を提供して手数料を儲けるビジネスから、情報・データの販売にビジネスを拡大しています。M&Aについても、従来は、取引所が、規模の拡大・効率化のため、取引所を買収するというのが通常でしたが、世界の取引所の市場データや指数の販売からの収入が増加していることにより、最近では、指数の算出を行ったり、情報やデータを売るビジネスに携わる企業の買収が増えています。

a. 取引所の買収

- ① DBAGとLSEGの合併は、一旦は合意されました（2016年2月）が、最終的には不成功に終わりました。その理由には、EUの競争規制機関による反対、本拠を英国に置くことに対するドイツ当局の反対などがありました。また、英国のEU離脱決定の結果、不確実性が増したことも挙げられます。
- ② CBOE Holdings, Inc. (CBOE) が、BATSを買収しました（2017年2月）。
- ③ EEXがNodal Exchangeを買収しました（2017年3月）。
- ④ インドのNational Multi Commodity Exchange (NMCE) とIndian Commodity Exchange (ICEX) が合併することで合意しました（2017年7月）。イ

ンド第3位のコモディティ取引所になり、金、エネルギー、ダイヤモンド、ゴムその他の農産物を取引します。ICEX株主が62.8%を保有し、NMCE株主がICEX37.2%を保有します。

- ⑤ ICEがEuroclear株4.7%を買収しました（2017年10月）。
- ⑥ Euronextが、アイルランド証券取引所（ISE）の100%を1億3700万ユーロで買収しました（2017年11月）。

b. 市場データ・ビジネスの買収

世界の取引所は、取引所ビジネスの成長分野である情報サービス事業を拡充しています。Euronextは、今後数年間で、買収用資金として20億ドルを予算計上し、資産や取引基盤の多様化を進める計画です（2017年7月）。

- ① ICEがS&P Globalの証券評価（SPSE）部門（債券評価を提供）及び信用市場分析（CMA）部門（信用デリバティブ及び債券等の店頭市場の独立データを提供）の買収を完了しました（2016年10月）。
- ② Euronextがウェブ放送・ウェブセミナーを専門とするCompany Webcastの株式51%を360万ユーロで買収しました（2017年2月）。
- ③ LSEGは、Citi債券ポートフォリオ分析事業イールドブック（Yield Book）及びCiti債券指数（世界国債指数（WGBI）を含む）をCitigroup Inc. (Citi) から5億3500万ポンドで買収しました（2017年5月）。
- ④ ICEがグローバル・エクストラネット無線情報サービス会社であるAtriumのTMXグループからの買収を完了しました（2017年5月）。
- ⑤ EuronextがFastMatchの90%を1億5300万ドルで買収し、世界のFX市場に拡大進出しました（2017年5月）。FastMatchは、スポット外国為替（FX）における電子通信ネットワーク（ECN）で、2012年にCredit SuisseとFXCMにより設立されました。FastMatchは、一般の個人に月40ユーロで

ウェブサイトからFX取引データ（FX Tapeデータ）を購入することができるようにしました（2017年11月）。そのようなデータは、通常、月数千ユーロを費用請求され、また、平均的な顧客はアクセスできません。

- ⑥ Euronextが企業・公共団体向けにボード・ポータル・ソリューションを提供するオランダのiBabsの60%を3010万ユーロで買収しました（2017年7月）。
- ⑦ NasdaqがeVestmentを7億500万ドルで買収しました（2017年9月）。eVestmentは、投資家向けにデータ、コンテンツ、分析等のサービスを提供し、機関投資家に伝統的・代替の投資戦略のための包括的なデータベースを提供します。
- ⑧ ICEがBank of America Merrill LynchからGlobal Research Index Platformを買収しました（2017年10月）。
- ⑨ ICEがTrayport（エネルギー取引ソフトウェア会社）をTMX Group に、3億5000万ポンドとNGX及びShorcan Energy（総額5億5000万ポンド）との交換で、売却しました（2017年12月）。NGXは、北米天然ガス、電力及び石油市場に電子取引、中央清算及びデータのサービスを提供します。ICEによるTrayport買収については、2017年3月、競争・市場庁（CMA）による禁止決定が出ていました。
- ⑩ ICEがVirtu FinancialからVirtu BondPointを4億ドルで買収することに合意しました（2018年1月）。BondPointは、電子債券取引ソリューションの主要提供者で、ATSを通じて500を超える金融サービス業者とリンクします。
- ⑪ CMEがNEX Group買収を合意しました（2018年3月29日）。

(4) 電子システムのアウトソーシング

電子取引が始まった1990年代には、各取引所が自

前の電子取引システムを開発していましたが、最近では、外部のシステムNASDAQ OMXのX-Stream／Gemini（取引執行）、LSEGが開発したMillenniumIT／UnaVista、Euronextが開発したUniversal Trading Platform（UTP）等を購入する場合がほとんどです。清算・取引監視システムの外部からの購入や、仏AMFのように、市場監視システムの内部開発も行われています。

a. NASDAQ

Nasdaqの取引、清算、監視等のシステムは、世界で50カ国、90超の取引所（世界の証券取引の10分の1）で使用されています。NASDAQのテクノロジー部門の売上高は、2016年第2四半期、NASDAQの収入の42%を占めています。

HKEX（2017年4月、2018年後半稼働予定）、パナマ証取（2018年1月）、パレスチナ取引所（PEX）（2018年2月）及びルーマニア・ガス・電力取引所（OPCOM）は、取引（Nasdaq Multi Matching Engine）、清算（Nasdaq Clearing Engine）、及びリアルタイム・リスク管理（Nasdaq Real-Time Risk）の新技术（合わせてNasdaq Financial Framework）を導入しました。チリ中央証券預託機関（DCV）及びカザフスタンの新設証券取引所であるAIFC取引所にNasdaqの取引システムNasdaq Machine Engineを提供し（2017年5月）、ナイジェリア証券取引所（NSE）にNasdaq SMARTS市場監視システムを提供し（2017年7月）、ポーランド電力取引所（TEG）（2017年6月）、カナダ投資業規制機関（IIROC）（2017年7月）及びポート・モレスビー証券取引所（POMSOX）に更新システムを提供・高機能化し（2017年11月）、サウジ証券取引所に取引後テクノロジーを提供しました（2017年12月）。

NASDAQは、取引・清算システムのほか、取引監視システム（SMARTS）を開発し、世界で52を超える取引所／規制機関が利用しています。2014年5月に開発したFX取引の取引監視に対応した

SMARTSは、EBS BrokerTec（米国債、FX、USレポ及びEUレポ）（2017年2月）等で導入されています。

b. Xetra / M7

DBAGが開発したXetraは、アイルランド、ウィーン、ブルガリア、ブダペスト、プラハ及び上海の証券取引所で導入されています。

DBAGは、コモディティ取引用にM7を開発し、シンガポールの取引所ClearTrade、ロンドンのブローカー Freight Investor Services、ノルウェーのパルプ及び紙の取引所NOREXCO ASAが2015年に稼働開始しました。この他、ハンガリー電力取引所がDBAGの取引システムM7を選択しました（2015年6月）。

アイルランド証券取引所が新T7取引基盤DBAGでの取引を開始しました（2017年7月）。T7は、Xetraの現物市場取引システムの後継取引システムで、Eurex取引所、ISE、EEX及びBSEで導入されています。

c. MillenniumIT / UnaVista

LSEGのMillenniumITは、LSE、イタリア取引所、LSEDM、LME、Tullett Prebon、JSE、SGX、HKEX、カサブランカ証券取引所等取引システム等を提供しています。LSEGのMillennium PostTradeは、SGXがその証券清算に採用・稼働開始しました（2016年2月）。

d. SOLA

MXのデリバティブ取引システムSOLAは、TMXのほか、カナダ・デリバティブ清算会社（CDCC）及びTMXが過半数を所有するBOX、LSEDM、オスロ取引所及びイタリア取引所の各デリバティブ取引に使用されています。

e. Cinnober

ASXやB3、ドバイ金・商品取引所、Euronext、JSE、LME、LME Clear、NYSE、タイ証券取引所、APEXがスウェーデンのCinnober Financial Technologies ABのシステムを採用しています。

(5) 店頭デリバティブ取引規制（銀行・プロ向け）

「店頭デリバティブ取引規制（一般顧客向け）」は、会報第115号を、IOSCO・ESMA提案の新規制については会報本号F.F.ニュース7、17及び34をご参照ください。

G20各国は、2009年の声明に基づき、金融危機再発防止のため、店頭デリバティブ取引について、市場全体の決済リスク並びに金融機関、証券・先物業者及び投資家等の市場参加者のリスク負担を抑制する規制が提案・実施され、取引の中央清算機関で行われる清算の割合も増加しています。（米国は2.(4)を、EUは4.(2)を参照）

バーゼルⅢは、2013年から段階的に実施され、最終的には2019年から完全実施される予定です。2017年12月、BIS中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS）がバーゼルⅢ金融危機後規制改革の最終化を承認しました。国際決済銀行の銀行監督委員会（BIS-BCBS）は、各加盟国の基準のルール化の進捗状況の公表を行っています。

a. CFTC、非清算スワップの証拠金要件に関するルールを制定

商品先物取引委員会（CFTC）は、商品取引所法第4s条(e)に基づき、スワップ・ディーラー（SD）及び主要スワップ参加者（MSP）で、他の規制機関^{*}による規制を受けていない者（CSE、covered swap entity）に対する①CSEとSD又はMSP間の取引及び②CSEと金融エンド・ユーザー（各ファンドの非清算スワップの想定元本総額が80億ドルを超え

る者)間の取引についての非清算スワップ(5000万ドル以上)の証拠金(当初及び変動)要件(当業エンド・ユーザーによる取引には適用されない)に関する最終規則を認可しました(2015年12月)。

※ 連邦準備制度理事会(FRB)、通貨監督庁(OCC)、農業金融局(FCA)、連邦預金保険会社(FDIC)又は連邦住宅金融局(FHFA)

b. 建玉の圧縮(compression)

① LCH Limited

LCH Limitedは、そのSwapClearで、2017年中、想定元本873兆ドル(同31%増)を清算し、608兆ドル(同58%増)圧縮しました。

② CMEG

CMEGは、NEX OptimizationのTriOptimaと共同して、サービス開始の2003年以降累計1000兆ドルの圧縮(2017年6月28日)、triReduceと共同して最初のブラジルリアル建て非受渡金利スワップを清算(2017年9月22日)、TriOptimaと共同して顧客取引をtriReduceメキシコペソ圧縮サイクルに加え(2017年5月8日)しました。

CMEGは、2018年第1四半期末までに、FX市場参加者7社がCME店頭NDF(非受渡決済先渡取引)を清算することに同意したことを公表しました(2017年11月)。非清算証拠金規則による影響を避け、資本の効率性を高めることができます。新興市場通貨は、NDFとCMEで清算される非受渡金利スワップとをクロス・マージン(証拠金相殺)でき、最大51%の当初証拠金軽減を図ることができます。

③ ESMA、取引所取引義務対象IRSとCDSを決定

ESMAは、MiFID II-MiFIRのデリバティブ取引義務に基づき、次の固定対変動金利スワップ(IRS)及びクレジット・デフォルト・スワップ(CDS)を規制市場(RM, regulated market)、多角的取引施設(MTF, multilateral trading facility)、組織化された取引施設(OTF, organised trading facility)における取引施設又は同等の域外取引施設での取引義務の対象とすることに決定しました(2017年9月)。

(i)EUR建て固定対変動IRS、(ii)USD建て固定対変動IRS、(iii)GBP建て固定対変動IRS及び指数CDS-iTraxx Europe Main及びiTraxx Europe Crossover。

④ 香港では、第一段階として一定のIRS取引及びNDF取引の報告義務及び記録作成・保存を義務化し(2015年7月施行)、第二段階として、(i)香港ドル又はG4通貨(USD、EUR、GBP又はJPY)建ての標準IRS取引の清算強制(2016年9月施行)、及び(ii)主要資産クラス(金利、外国為替、株式、クレジット及びコモディティ)の店頭デリバティブをカバーする報告を強制します(2017年7月施行)。

d. ホールセール市場行動規範

① BIS、グローバル外為行動規範を作成

BISは、外国為替市場における単一のかつグローバルに共通の行為規制基準及び原則の制定を準備し、これらの基準及び原則の遵守を促進するため、外国為替作業部会(FXWG)を設置し(2015年7月14日)、ホールセール外国為替市場向けのグローバル外為行動規範(FX Global Code of Conduct)を公表しました(2017年5月25日)。同規範は、倫理、統治、執行、情報共有、リスク管理・法令遵守及び確認・決済のグローバルなプロのFX市場の全ての部分をカバーする55原則から構成されます。

② IOSCO報告書

証券監督者国際機構(IOSCO)は、ホールセール市場行為に関するIOSCO作業部会報告書を公表し、加盟国がホールセール市場での個人による不正行為を阻止し、特定し、そして防止する、さらに制裁する手段やアプローチを提示しました(2017年6月13日)。報告項目は、(i)ホールセール市場と不正行為、(ii)ホールセール市場での行為に関連するIOSCO業務、(iii)ツールキット:選ばれたツール、特にホールセール市場での個別の不正行為に関連するもの、(iv)規制機関が不正行為を取り締まる方法。

(6) LIBOR廃止と代替指標

これまでは、LIBOR、TIBOR、EURIBOR等（以下、(6)において「IBOR」といいます。）がグローバルに使用される短期金利のベンチマークとして使われてきましたが、IBORは、大手銀行・投資銀行が銀行間で取引された金利を報告し、その報告された金利に基づいて算出されるため、ベンチマークとしては、①実際の取引に基づいていないことがあったり、②不正な報告等による価格操縦が可能なこと、③報告した銀行の信用度が金利に反映される、等の欠点があります。実際に、正しい数値よりも低い数値を報告することで、人為的にIBOR金利を低下させ、従って投資家がIBOR基準で金利が支払われる金融商品から受け取る金利の額を少なくすることにより、投資家が損害を被ったとして裁判に訴える事件が続出しました。IBORを報告した銀行は、多くの場合、多額の和解金を支払って和解しました。

a. IOSCOの金融ベンチマーク原則－最終報告書

IOSCOは、2013年7月、Principles for Financial Benchmarks－Final Report（金融ベンチマーク原則－最終報告書）を公表しました。同原則は19あり、次の分野をカバーしています。

- ① 統治（原則1～5）：ベンチマーク決定過程の健全性の確保及び利益相反に対する取組み。
- ② ベンチマークの質（原則6～10）：設計要因の適用によるベンチマーク決定の質と健全性の向上。
- ③ 算出方法の質（原則11～15）：算出方法の中で取り扱われるべき最少限の情報を規定することにより算出方法の質と健全性を向上させる。これらの原則において、ベンチマークが市場構造の変化により存在しなくなる場合、信頼可能な手続きで他のベンチマークに移行することを必要とする。
- ④ 説明責任の仕組み（原則16～19）：苦情への対応手続き、文書化要件及び監査レビューの確立。

b. FSBのIBOR改革進捗報告

金融安定理事会（FSB）は、FSBの2014年勧告に基づくIBOR改革の実施に関する進捗報告を公表しました（2017年10月）。2014年勧告は、ベンチマークその他の銀行間市場に基づく参照金利及びほぼ無リスク・ベンチマーク金利（RFRs）の開発等を勧告しています。

c. LIBORの将来（2017年7月27日）

FCAのCEOであるAndrew Baileyは、LIBORからより信頼性のある代替指標への移行について、「LIBORの将来」と題し、ロンドンで講演を行い、①LIBORの将来について、重要な問題を検討すること、②2013年4月以来、重要な改善がLIBORになされ、その基礎となる市場が活発でない場合、これらの市場に依拠するLIBORベンチマークの持続可能性について深刻な問題を生じさせること、③指定銀行20行の支援により、2021年末までにはLIBORから代替指標へのスムーズな移行を開始できるであろうこと、④取引に堅固に基づく代替参照金利への移行作業を本格的に始めなければならないこと等を指摘しました。

d. 提案されている代替指標

米国及びスイスは有担保のレポを、英国、EU及び日本は翌日物無担保金利が提案されています。

e. IBA

ICEベンチマーク管理会社（IBA、ICE BenchMark Administration Limited）は、2013年、ベンチマークの監視強化に対応するため、ロンドンに設立されました。ICEの完全子会社です。2014年2月にFCAからベンチマーク管理業者として許可を受けました。2013年7月にLIBORの、2014年8月にISDA SIMMの、2014年11月にLBMA金価格の、そして2017年7月にLBMA銀価格のそれぞれ管理者として選任されました。

国・地域	代替指標
米国	(i)有担保翌日物調達金利 (SOFR、Secured Overnight Financing Rate) (または、広義米国債レポ調達金利 (BTFR、broad Treasuries repo financing rate) (国債担保レポ金利)) (ii)三者一般担保金利 (TGCR、Triparty General Collateral Rate) (Bank of New York Mellon (BNYM) からの三者レポ・データだけにに基づく) (iii)広義一般担保金利 (BGCR、Broad General Collateral Rate)
EU	未定 (ECB が無担保翌日物金利 (Euro Unsecured Overnight Interest Rate) を公表する計画)
日本	無担保コール翌日物金利
英国	英ポンド無担保翌日物指数平均金利 (SONIA、Sterling Overnight Index Average)
スイス	スイス翌日物平均金利 (SARON、Swiss Average Rate Overnight)
豪州	銀行手形スワップ金利 (BBSW、Bank Bill Swap Rate) (2018 年に算出方法等変更予定)

f. 米国

① ARRC、レポ・レート推奨代替指標金利として選択

世界の主要銀行により構成される代替参照金利委員会 (ARRC、Alternative Reference Rates Committee) は、LIBORに替わる米国短期金利の新指標について投票し、広義米国債レポ調達レート (broad Treasuries repo financing rate) (レポ・レート) を選択しました (2017年6月)。レポ・レートは、ニューヨーク連邦準備銀行が2018年4月3日から金融調査室 (OFR) の協力を得て、公表するもので、大多数の見解では、一定の新しい米ドル・デリバティブその他の金融契約において使用する際のベスト・プラクティスを示します。ARRCは、市場規模やその構造安定性、レートの構築や統治、説明責任がIOSCO金融ベンチマーク原則と一致するかどうかなど、様々の要因を検討しました。

② CME、SOFR先物を上場へ

CMEは、1 ヶ月及び3 ヶ月の有担保翌日物調達金利 (SOFR) の先物を5月7日に上場すると公表しました (会報本号23)。

③ Ameribor

CBOEと環境金融商品会社 (EFP、Environmental Financial Products, LLC) は、2015年9月、中小銀行が短期の貸付・借入を取引するための取引所であるアメリカン金融取引所 (AFX、American Financial Exchange) を設立し、2015年12月に取引を開始し

ました。LIBORの代替となるべくAmeriborを公表しています。

g. EU

欧州中央銀行 (ECB) は、ユーロシステムの中で利用可能なデータに基づき、EURIBORの代替として、ユーロ建て無担保翌日物金利を、2020年までに、開発することを決定しました (2017年9月21日)。この金利は、ECBの短期金融市場統計報告 (MMSR) に従って銀行が報告するユーロでの取引に基づきます。

欧州委員会 (EC) は、金融商品及び金融契約のベンチマークとして使用される指数に関する規則 (Regulation (EU) 2016/1011 on Benchmarks) (以下「ベンチマーク規則」) を制定しました (効力発生: 2016年6月30日、適用: 2018年1月1日)。

h. 英国

① SONIA改革、2018年4月実施へ

英中央銀行 (BOE) は、LIBORに代わる英ポンド翌日物指数平均金利 (SONIA – Sterling Overnight Indexed Average) 金利ベンチマーク改革を2018年4月23日に実施します (2017年10月)。変更点は次の通りです。(i)SONIAは現在WMBA (Wholesale Markets Brokers' Association) が算出・公表しているが、改革後はBOEが算出から公表まで一貫して行うこと。(ii)SONIAの範囲は、BOEの英ポンド

短期金利市場データ・コレクションをデータ・ソースとして使用し、ブローカー経由だけでなく、相対の翌日物無担保取引を含むよう拡大されること。(iii)数量加重刈込平均(trimmed mean)に変更すること。(iv)翌営業日のロンドン時間9時に公表すること。

CurveGlobalが2018年第2四半期のSONIA上場を計画しています。

② FCA、EUベンチマーク規則の経過措置に関連するQ&Aに関し声明

英FCAは、EUベンチマーク規則(BMR)の経過措置に関連するQ&A(2017年7月5日発出)に関し声明を出し、2018年1月から2019年12月までの期間に、許可又は登録の申請をいつ行うかの決定を通知し、FCAが2018年1月から指数提供者からの申請を認可でき、ESMA登録簿に情報を送付できるとしました(2017年7月7日)。

i. スイス

スイスフランLIBOR及びスイスフラン翌日物指数スワップ(TOIS)の代わりとして、2017年12月29日に、スイス翌日物平均金利(SARON)をスイスフラン参照金利とすることが推奨されています。LCHは、2017年10月、SARONを参照するスワップを初めて清算しました。

j. オーストラリア

① BBSW

銀行手形スワップ金利(BBSW、Bank Bill Swap Rate)は、オーストラリアの4大銀行が発行する銀行手形と譲渡性預金証書をもとに1ヵ月物から月ごとに6ヵ月物まで算出されます。2017年1月1日に、ASXが、オーストラリア金融市場協会(AFMA)に代わり、BBSWの管理者となり、算出し、毎営業日の午前11時に公表しています。

ASXは、2018年に、銀行手形及び譲渡性預金証書の実際の取引に基づく新BBSW算出方法を導入する予定です。数量加重平均価格(VWAP)算出方

法は、金融規制機関評議会による勧告に沿い、IOSCO金融ベンチマーク原則と一致しています。

k. 中国

① PBC、銀行間譲渡可能預金証書(CD)の期限と金利を規制

中国人民銀行(PBC)は、銀行間譲渡可能預金証書(CD)の運用に関する中間措置(2013-20)第8条を改正し、(i)固定金利CDの期限は、原則1年を超えてはならず、1, 3, 6, 9ヵ月又は1年で、(ii)CDの金利は、固定又は変動金利で計算され、同じ期限のSHIBORを参照すること、(iii)変動金利CDの金利は、SHIBORで計算され、(iv)変動金利CDの期限は、原則1年で、1, 2及び3年を含むこと、と決定しました(2017年9月12日)。

2. 米国

米国では、2017年2月現在、14(前年比▲1)の取引所がCFTCに指定され*、SEC管轄の12取引所(同▲2)(株式関連オプションを取引する)を含む26取引所(同1増)が実際に取引を行っており、24取引所が金融・証券先物・オプションを取引しています。

※ 休眠中(13取引所)を除きます。

2017年の米国全体の農産物等を含む出来高は87億8465万枚(前年比3.4%増)、そのうちCME、CBOT及びNYMEXのCMEグループが米国全体の出来高の46.5%(前年46.4%)を占めます。

(1) CMEグループ

CMEは、1898年、農産物取引所として設立され、1972年に国際金融市場(IMM)を開設して世界初の通貨先物取引を開始しました。2007年にCBOTを、2008年にNYMEXを、2012年にカンザス・シティ取

引所（KCBT）^{*}を買収しました。

CBOTは、1848年、穀物取引所として設立され、1977年にT-Bond先物を上場しました。1999年にEurexに追い抜かれるまで長年出来高世界一の先物取引所でした。

NYMEXは、1872年に設立され、1994年にニューヨーク商品取引所（COMEX）を買収し、2008年にCMEに買収されました。

CMEE（2014年設立）は、顧客が米国のインフラを通してグローバルに取引することを好むためとして、CME Clearing Europe（CMECE）とともに、2017年に閉鎖されました。CFTCは、CMEEとCMECEの要請を受けて、CMEEの外国商品取引所としての登録及びCMECEのデリバティブ清算機関（DCO）としての登録の取り消し・無効を命令しました。

※ 2013年12月、その建玉全てをCBOTに移管し、契約市場としてのCFTCの指定は無効となりました。

a. 2017年の出来高

CMEの2017年の出来高は、商品種類別には、ユーロドル金利先物・オプションなどの金利商品が9億8334万枚（同2.0%増）、株価指数の先物・オプションが6億3772万枚（同12.3%増）、通貨の先物・オプションが2億3103万枚（同7.4%増）、生牛、乳製品などの農産物や米国や欧州の気温指数の先物・オプション等が3944万枚（同16.6%増）でした。全商品出来高は、表1の2参照。

CBOTの2017年の出来高は、商品種類別では、2年～30年（ウルトラを含む）の米国債先物・オプションが10億2301万枚（同14.2%増）で、全商品出来高の72.7%（前年70.3%）を占めます。このほか、30日フェド・ファンド金利先物・オプション4799万枚（前年比43.7%増）、Mini DowJones工業株価指数先物・オプション3294万枚（前年比▲22.8%）などとなっています。とうもろこし、大豆、小麦等の農産物、金属及びエネルギーの先物・オプションは

合わせて3億0238万枚（同0.7%増）で全商品出来高の21.5%（前年23.6%）を占めています。全商品出来高は、表1の6参照。

グループ中のNYMEXは、エネルギーが6億4672万枚（前年比5.6%増）で取引所全出来高7億8938万枚（同23.0%増）の81.9%（前年84.1%）を占めています。

b. 新業務・新商品・商品内容の改善等

① 限月の多様化

(i) FX先物では、AUD、GBP、CAD、EUR、JPYの各対米ドル及びEUR/GBPの6通貨ペアのFX先物について、これまで四半期月だけだった限月にシリアル月の3限月を加え、連続して4限月が取引できるようにしました（2017年2月）。

(ii) FX水曜日週次オプション（取引最終日が水曜日）を上場しました（2017年10月）。FX週次オプションは、2017年9月の一平均取引数量が過去最高の31,990枚（前年同期比76.6%増）を記録し、2017年6月に上場した水曜日週次米国債オプションは、110万枚超の取引があるなど、週次オプションの需要が増えています。

(iii) CBOTは、2017年4月に月曜日を期日とする週次S&P500及びE-mini S&P500株価指数先物オプションの取引を開始し、さらに2017年6月には、連邦公開市場委員会（FOMC）に合わせた水曜日を期日とする週次米国債先物オプションの取引を開始しました。

② FXの店頭取引慣行の取入れ

(i) 権利行使をアメリカンに加えて、店頭で主流となっているヨーロッパ・スタイルも上場しました（2005年4月）。2016年8月8日以後は、ヨーロッパだけが新規上場され、現在はアメリカンの取引・建玉はありません。2017年の全通貨ペアの出来高は、ヨーロッパ1541万枚（前年比870%増）、アメリカン413万枚（同▲75.0%）でした。

(ii) VQO（volatility quoted option）を導入しまし

た（2016年11月）（実施は2017年第2四半期）。VQOは、店頭標準の価格提示方法で、ボラティリティ（価格＝プレミアムではなく）によりFXオプションを取引します[※]。2017年のPQOの出来高は1621万枚（前年比876.1%増）でした。

※ 価格提示をプレミアムで行うオプションはPQO（premium quoted option）と呼びます。

③ 新商品

- (i) CMEは、ビットコイン先物を2017年12月18日に上場しました（会報第115号29、同52、同62）。
- (ii) 2018年5月7日、SOFR先物を上場します（1.6f②参照）。

④ 新事業

- (i) CME Clearingは、金利スワップションの清算を2016年4月に開始しました。
- (ii) CME Clearingは、店頭FXのネッティングと建玉移管の機能を2017年5月22日から稼働させました。ネッティングは清算建玉口座の取引圧縮に利用できます。
- (iii) 店頭FXオプションの清算業務について、CFTCから認可を得ました（2017年6月）。期限まで2年以内の主要通貨ペアの差金決済オプションから始めます。
- (iv) CME Globexに、店頭と先物の架け橋となるCME FX LINKというスポット外国為替（FX）ベース・スプレッドを導入し、2018年3月25日に稼働を開始します（会報第114号71、同116号9）。

⑤ 手数料引き上げ

CMEGは、個人会員及びエクイティ会員に対する10年、ウルトラ10年、30年及びウルトラ30年の米国債先物の取引所手数料を、取引執行の取引権に応じて0.12ドルから0.13ドル又は0.21ドルから0.22ドルに引き上げました（実施は2018年2月1日）（会報第115号48）。

e. 清算機関

CME、CBOT及びNYMEXで行われた取引所取

引の清算はCMEの内部（CME Clearing）で、店頭取引の清算はNYMEX買収に伴い取得した電子システムClearPortで行っています。証拠金はSPANにより計算します。顧客勘定の建玉についてはグロスで計算します。

- ① 店頭クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）の清算業務から2018年央までに撤退し、今後の店頭清算業務は、金利スワップ（IRS）と外国為替（FX）に注力します。資本6.5億ドルは、清算会員に返還します。
- ② インドルピー翌日物指数スワップ（OIS）及び韓国ウォン金利スワップの清算を初めて行い（2017年7月10日）、これで21通貨の店頭金利スワップの清算が可能となりました。2018年には、人民元、チリペソ及びコロンビアペソがこれらに続く予定です。

(2) 米国のその他の先物取引所

a. ICE/IFUS

ICEは、2000年5月、米アトランタ市で取引所取引の先物・オプション、店頭取引のエネルギー等、金融デリバティブを取引するインターネットの市場運営会社として設立されました。当初はエネルギーに焦点を合わせましたが、取引所買収により、取扱商品を多様化させました。

① 2017年の出来高

IFUSは、天然ガス及び電力のエネルギー先物・オプションが60.4%（前年61.5%）、コーヒー、砂糖などの農産物及び貴金属先物・オプションが19.9%（同20.3%）、株価指数先物が17.2%（同15.9%）、指数を含む通貨先物が2.4%（同2.3%）を占めます。全商品出来高は、表1の14参照。IFUSは、49銘柄の通貨先物を上場しており、その合計出来高は842万枚（同▲0.3%）、そのうち米ドル指数先物・オプションの出来高は、753万枚（同1.3%増）です。清算は、ICEの子会社のICE Clear USが行います。

② 取引所等の買収

買収した取引所には、IFEU（旧IPE、International Petroleum Exchange、2001年買収）、IFUS（旧NYBOT、New York Board of Trade、同2006年）、IFCA（旧WCE、Winnipeg Commodity Exchange、同2007年）、IFS（旧SMX、Singapore Mercantile Exchange、同2013年）、NSX（National Stock Exchange、同2016年）があります。

2012年12月にNYSE Euronextを買収しました。その結果NYSE Euronextが有するニューヨーク証券取引所（NYSE）、ロンドンのデリバティブ市場（Liffe）並びにEuronext部分（パリ、アムステルダム、ブリュッセル及びリスボンの現物及びデリバティブ市場）を有すること、となりましたが、2014年9月にEuronext部分をIPOにより切り離しました。

S&P Globalの証券評価（SPSE）部門及び信用市場分析（CMA）部門を買収しました（1.(3)b①参照）。

b. CBOEグループ

CBOE Holdings, Inc.は、2017年10月、名称をCboe Global Markets Inc.に変更しました。

① 2017年の出来高

CBOEは、株価指数オプション（ETFオプションを含む。以下同じ。）が67.5%（前年67.2%）、個別株オプションが32.5%（同35.5%）を占めます。2006年2月に上場したCBOEボラティリティ指数（VIX）（恐怖指数）のオプションが1億8131万枚（前年比22.3%増）と過去最高を記録しました。全商品出来高は、表1の8参照。清算はOCCが行います。CBOEが2003年に設立したCFEは、2017年全商品出来高7399万枚（同23.0%増）、続いて2010年10月に設立したC2取引所の全商品出来高は、表1の28参照。

BATSは、ETF及び個別株のオプションを上場しています。全商品出来高は、表1の12参照。

② CBOEのFX市場であるCboeFXの2017年1月のFX取引量が9300億ドルを超え、過去最高を記録し、2017年10月には市場シェア^{*}が過去最大の14.5%

（2018年2月には15.4%）となりました。Cboe FXの平均1日当たり取引数量は、320億ドル（前年同月比26.7%増）です。

※ 市場シェアは、Cboe FXのスポット取引数量を、公的に報告を行うスポットFX取引施設（Cboe FX、NEX、Reuters/FXall及びFastMatch）の合計取引数量で割算した数値。（NEXの取引数量には、スポット以外のFX商品も含む。）

③ BATS買収とグループ全社の取引基盤の統合

CBOEは、BATSを買収しました（2017年2月）。

BATSは、機関投資家向け外国為替スポット市場を運営するHotspot FXを買収し（2015年3月）、店頭外国為替市場に参入しました。BATSは、BATSにとって2つ目のオプション取引所となるEDGX Optionsを設立しました（2015年11月2日）。その2017年の全商品出来高は5284万枚（前年比23.5%増）です。顧客優先・比例配分の割当方法を採用します。

CBOEグループは、BATS取引基盤に取引基盤を統合します。2018年2月27日にCFEを、2018年5月14日にC2を移行させます。

c. ISE / ISE Gemini / ISE Mercury

持株会社の下にISE、ISE Gemini及びISE Mercuryがあります。ISEは、電子取引所として設立され、2000年に取引を開始し、2007年12月、DBAGに、さらに2016年3月、NASDAQに買収されました。個別株オプションが53.0%（前年47.7%）、ETFオプションが46.6%（同52.2%）を占めます。ISEの全商品出来高は、表1の15参照。清算はOCCが行います。

ISE Gemini及びISE Mercuryは、ともに株価指数オプション、ETFオプション等を上場し、2017年の出来高は、表1の25参照及び573万枚（前年比▲10.9%）でした。

d. NASDAQグループ

NASDAQは、北欧など26市場、1清算機関及び5中央証券預託機関を所有しています。ISEを買収し（2016年3月）、同時にOCC株20%を取得し、OCC株

持分比率を40%にしました。

ムーディーズは、Nasdaqの長期格付けをBaa3からBaa2に上げました（2017年4月）（CMEGはAa3です）。

① 2017年の出来高

Nasdaq PHLX[※]は、個別株オプションが56.6%（前年54.9%）、ETFオプションが43.0%（同44.6%）を占めます。全商品出来高は、表1の10参照。清算はOCCが行います。

Nasdaq Optionsは、個別株オプションが64.5%（前年61.1%）とETFオプションが35.6%（同38.9%）を占めます。全商品出来高は、表1の20参照。

Nasdaq Bostonは、ETFと個別株のオプションを上場し、2017年の全商品出来高は2497万枚（同▲19.8%）でした。

Nasdaq Futures Inc (NFX) は、エネルギー先物を上場し、同じく4911万枚（同53.7%増）でした。

※ 旧フィラデルフィア商品取引所（PBOT）。1985年開設。NASDAQ OMXが2007年12月に買収。

② 新規事業等

- (i) Nasdaq Dubaiの株式を所有しています。
- (ii) Nasdaq Clearingは、売り手側と買い手側の両方に費用効率性及び顧客保護を高めるよう設計された顧客と清算機関との直接清算顧客モデル（Direct Clearing Client Model）を導入し、従来のNasdaq Direct Pledgeモデルは、3ヵ月のうちに廃止します（2017年10月）。

e. NADEX

2004年2月、ヘッジストリート取引所がバイナリー・オプションの契約市場としての指定を受け、2004年10月、取引を開始しました。2007年、IGグループが買収し、2009年6月、名称をNADEXに変更しました。

① 2017年の出来高

専らバイナリー・オプションを上場し、その2017年の出来高は、外国為替が706万枚（前年比39.6%

増）、株価指数が294万枚（同▲7.4%）、農産物等が42万枚（同▲18.6%）、通貨のうちビットコインが477枚（同▲97.0）、全商品合計1042万枚（同19.1%増）でした。

② CFTC規則一部不適用

NADEXは、財産的基礎、参加者及び商品の適格性、リスク管理、資金管理、情報公開については、完全担保であること、一般顧客が直接NADEX会員になり、直接取引できること等を理由として、CFTC規則の対象にはならないためCFTC規則が適用されません。

③ CFTC、NADEXの法令遵守状況をレビュー

CFTCは、NADEXの法令遵守状況をレビューし、コア原則遵守、規則集や方針、手続きの作成・保存義務遵守を確認したほか、バイナリー・オプションが全取引量の92.2%、スプレッド取引が同じく7.8%を占めること、マーケット・メーカー2社（Market Risk ManagementとGroup One Futures Trading）がそれぞれ取引全体（片側）の70%と29%（合わせて99%）を占めていることがわかりました（2017年7月31日）。

④ CFTCは、NADEX及びカンター先物取引所（CX）に、完全証拠金／担保のバイナリー・オプション及びスプレッド契約データをスワップ・データ取引情報蓄積機関に報告する義務を条件付きで免除するノーアクション・レターを発出しました。

f. その他の取引所

NYSE Amex及びNYSE Arcaは、ともにETF、個別株等のオプションを上場し（全商品出来高は、表1の18及び17参照）、ともにOCCで清算しますが、NYSE Amexはプロラタ、顧客優先モデルで、NYSE Arcaは、時間優先モデルでマーケットメーカーに投資家に最良価格を提供させる特徴があります。

BOXは、個別株及びETFのオプションのみを上場。2017年の全商品出来高は、8690万枚（同▲20.4%）。

MIAXは、個別株及びETFのオプションのみを上場。同じく、表1の22参照。

MGEは、農産物のみを上場し、同じく、280万枚（前年比28.3%増）。

2000年の個別株先物解禁時に開設されたOne Chicagoは、同じく1493万枚（同20.5%増）。

Eris取引所は、金利スワップを取引し、同じく44万枚（同▲8.1%）。

Electronic Liquidity Exchange (ELX) は、主要投資銀行等により設立され、米国債先物、ユーロドル金利先物等を上場しましたが、2014年に出来高がなくなりました。現在は、休眠中です。

このほか2017年6月現在、25SEFが正式登録、1SEFが登録取り下げされています。

NYSE ArcaとBATSは、2017年3月、ビットコインのETF上場をSECに申請し、不認可になりました。NYSE Arcaは、同年12月再申請しました。

(3) 先物業者数の推移

米国の登録先物業者数は、2017年9月現在、FCM (RFEDを含む。以下この項同じ。) 64 (前年比▲4)、RFED2 (同▲1)、IB1,252 (同▲23)、FB3,134 (同▲682)、FT570 (同▲124)、CTA2,189 (同▲109)、CPO1,628 (同▲82)、AP51,837 (同▲1,594) となっています。

その推移を図4で見ますと、総合的な先物業者であるFCMは、1983年の461社をピークに減少し続け、2002年に179社になった後、2003年に一般投資家向け店頭外国為替取引を営む業者数の増加や証券先物を取り扱う証券業者の増加により増加に転じましたが、2005年以降は再び減少となっています。FCMのうち、39 (前年比▲4) が証券業者 (broker-dealer) でもあります。一般投資家向け店頭外国為替取引を営むFCM又はRFEDは4社 (同▲1社) です。

このほかSDとして100 (同▲2)、MSPとして0社 (同±0) が登録しています。

業者数は、全ての種類で減少しています。清算会員数の減少による少数の清算会員に対するリスクの集中が懸念されています。

(4) 米国の規制

a. 商品取引所法

米国の先物取引は、商品取引所法 (Commodity Exchange Act) によって規制されています。この法律の前身は1922年に制定された穀物先物法 (Grain Futures Act) ですが、1936年に現在の名称に変更され、さらに1974年CFTC法 (CFTCの設置、自主規制機関関連の規定整備等)、2000年商品先物現代化法 (一律の規制をコア原則に置換え、株式先物解禁、一般投資家向け店頭外国為替取引をCFTC管轄にすること、プロ参加者に対する規制緩和等)、そして2010年ドッド・フランク法などにより改正されてきました。

ドッド・フランク法に基づき、①SD及びMSPの登録及び規制、②標準デリバティブ商品の清算及び取引所執行要件、③記録保存及びリアルタイム報告の制度化等が実施されていますが、トランプ大統領は、ドッド・フランク法の多くを切り取るつもりであることを表明しました。

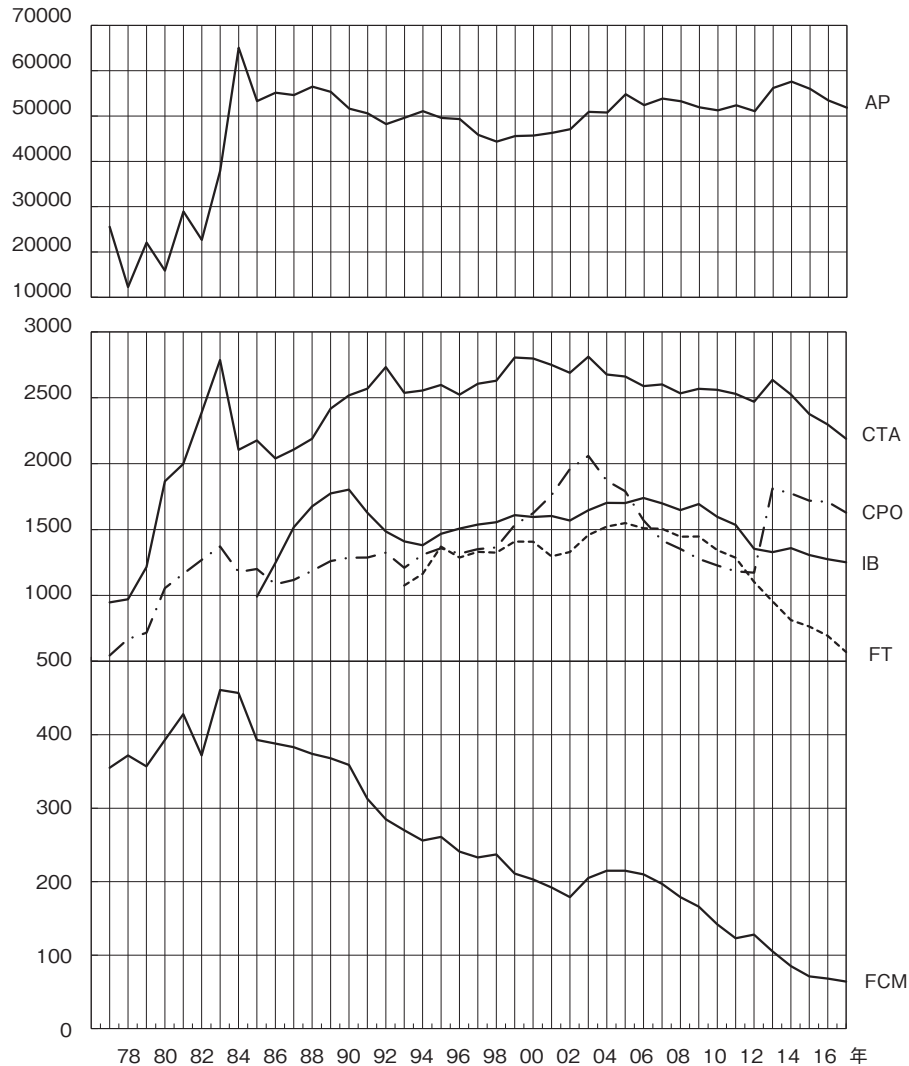
① 米下院、金融選択法案を可決

ドッド・フランク法の多くの規定を廃止し、置き換える金融選択法 (Financial CHOICE Act) 案が米下院で可決されました。同法案には、(i)銀行による一定の投機的投資を制限するボルカー・ルールを廃止する、(ii)銀行破産について、大きすぎてつぶせないで納税者負担による救済措置にするのではなく、破産させる等の規定があります (会報第113号55)。

② 米財務省、規制改革に関する勧告

米財務省は、金融規制をレビューした報告書の中で、コア原則遵守のための改革を勧告しました (会報第113号56)。

図4 米国の登録先物業者数の推移



FCM : futures commission merchant, RFED : retail foreign exchange dealer,
SD : swap dealer, MSP : major swap participant
IB : introducing broker, FB : floor broker, FT : floor trader,
CTA : commodity trading advisor, CPO : commodity pool operator,
AP : associated person

③ 米上院、ドッド・フランク法改正案を可決

ドッド・フランク法を改正する法案が上院で可決されました。主な内容は、(i)小規模銀行（資産100億ドル未満）による法令（ボルカー・ルール等）遵守義務の緩和、(ii)システム上重要な金融機関（SIFI）の資産要件を500億ドルから2500億ドルに引き上げ、(iii)資産管理型銀行に資本規制の一部を緩和。

b. CFTC

① 再授権

1974年CFTC法によって設置された連邦規制機関で、大統領に直属して先物取引の監督を行っています。5年ごとに授権されます*。

* 米下院は、2017年1月、CFTCをさらに5年間、2021年まで再授権する法案（商品エンド・ユーザー救済法）を可決しました。年予算割当ては、2億5000万ドル。

② CFTCによる懲戒処分

CFTCは、2016年10月から2017年9月までの2017年度、49件（前年度比▲19）の懲戒処分を行い、罰金3億3383万ドル及び不正利益の返還等^{*}7890万ドル、計4億1273万ドル（同▲8.8億ドル）でした。処分理由は、一般顧客に対する詐欺（20件）相場操縦・虚偽報告・規律を乱す取引（12件）、報告・記録作成保存（7件）、顧客資金保護・監視・財務健全性（6件）、仮想売買・架空取引・建玉制限（3件）、不正な店頭契約・無登録（1件）でした。

※ restitution（原状回復。不正行為又は過怠により負担する懲罰的損害賠償の支払い。返還支払いは、他の者又は事業体の不適切な行為がなければあったであろう以前の財産状況を回復する試み）及び disgorgement（裁判所が加害者に課す不正手段で得た利益の返済。不法又は非倫理的な取引を通して受け取った資金は、金利とともに被害者に不正利得返還・返済される。不正利得返還は、懲罰的民事行為というよりも、民事上の救済措置）

③ 内部告発者報奨金制度

米国では、内部告発者報奨金制度がドッド・フラック法第748条により設けられ、罰金額が100万ドルを超える場合、懲戒処分により徴求される金額の10%～30%を内部告発者報奨金として議会が設置した顧客保護基金から支払います。CFTCは、2011年の制度開始から2017年1月まで累計で、4度^{*}支払いました。内部告発者報奨金制度の詳細については、会報112号2016年海外主要金融デリバティブ市場の現状1.(7)参照)

※ 2014年5月24万ドル、2015年9月29万ドル、2016年4月1000万ドル、2016年7月5万ドル。

④ サイバーセキュリティ

(i) CFTCは、指定契約市場、スワップ執行施設及びスワップ・データ取引情報蓄積機関が使用するシステム安全装置規則並びにデリバティブ清算機関が使用するシステム安全装置規則を改正しました（会報107号48）。

(ii) ニューヨーク州金融サービス局（NYDFS）は、米国初のサイバーセキュリティ規則を施行します

（2017年3月）。同規則は、NYDFSの規制下にある銀行、保険会社その他の金融機関に、サイバーセキュリティ・プログラムを整備させます（会報第110号39、同112号32、同114号47）。

(iii) SECは、サイバー・ユニット及び一般顧客戦略対策本部（Retail Strategy Task Force）を設置し、サイバー攻撃との闘い、そして一般投資家保護に取り組むことを公表しました（会報第114号72）。

⑤ CFTC、清算機関における決済流動性ストレステスト

CFTCは、2017年10月、清算機関（CME Clearing、ICE Clear US及びLCH Ltdを含む）における決済流動性を評価したストレステストを実施し、全清算機関は、決済義務履行に十分な流動性を生み出す能力がある等の結果を公表しました（会報第115号9）。

⑥ CFTC、規則簡略化の意見又はアイデアを一般募集

CFTCは、2017年5月、規則を簡略化して負担と費用の軽減を図るプロジェクトKISS（Keep it Simple, Stupid）（「簡単にしろ、アホ」）について意見又はアイデアを広く一般から募集しました。

c. 仮想通貨のデリバティブ

① CFTCのフィンテック部門であるLabCFTCは、2017年10月、ビットコインその他の仮想通貨に伴うリスクを説明する「仮想通貨に関するCFTC入門書（A CFTC Premier on Virtual Currencies）」を公表しました（会報第115号12）。

② CFTCは、2017年7月、LedgerXをSEF及びそのデリバティブ清算機関として登録しました。LedgerXは、仮想通貨オプションを取引するSEFとしては初めて、ビットコイン・オプションを取引する予定です（仮想通貨デリバティブのSEFとしては、TeraExchange（会報第102号19及び同第109号43）に続いて2社目です（会報第114号3及び同114号19））。

③ NADEXは、2014年12月2日、ビットコインの

バイナリーオプションを上場しました（会報第103号19）。2016年と2017年の出来高は、それぞれ2万枚477枚でした。

- ④ CFE及びCMEは、ビットコイン先物をそれぞれ2017年12月10日及び18日に上場しました。Cantorは、2018年第2四半期にビットコイン・バイナリー・オプションの取引を開始する予定です（会報第115号29、同52、同62）。

d. NFA

全米先物協会（NFA）は、米国の先物業界における会員組織の自主規制機関で、1981年に登録先物協会として指定され、CFTCの監督の下に会員の業務の監査、顧客との紛争の仲裁、会員及びその従業員のCFTCへの登録・適格審査等の業務を行っています。2000年以後は、新設の先物取引所やSEFの市場監視業務、SD及びMSPの店頭非清算スワップの当初証拠金リスクベース・モデルの点検・認可も行っています。

登録業者は、CFTC規則により、登録先物協会への入会義務があります。米国ではNFAが唯一の登録先物協会です。

SD又はMSPの外務員は、定義は、先物の外務員と同じですが、先物の外務員と異なり、CFTCに登録する必要はなく、NFAの現在の習熟（proficiency）要件[※]は、SD又はMSPの外務員には適用されません。

SD及びMSPには、NFAの定額年会費のみで、定率会費はありません。

※ 具体的には、申請前2年以内の外務員資格試験（シリーズ3等）合格をいいます。習熟試験は、金融取引業規制機構（FINRA）が事務運営します。

① FINRA、2018年習熟度テストの手数料を引き上げ

金融取引業規制機構（FINRA）は、2018年1月1日から習熟度テスト（資格試験）の手数料を引き上げる旨NFAに通知しました。シリーズ3（全米商品

先物試験）は5ドル上げて130ドルに、シリーズ30（NFA支店管理者試験）、シリーズ31（先物運用基金試験）、シリーズ32（制限付先物試験－規制）及びシリーズ34（一般顧客向け店頭外為試験）は、5ドル上げて85ドルにします。

② 定率会費を引き上げ

NFAは、NFAの定率会費を先物・オプション取引[※]片道1枚当たり0.01ドルから0.02ドル（往復0.04ドル）に2018年1月1日実施で引き上げました。NFAは、2014年10月に定率会費を50%下げて0.01ドルに引き下げた後0.01ドルで維持してきました。

※ 顧客勘定の取引数量に応じて徴収します。外為ディーラー会員（FDM）は、NFAの外為取引報告執行監視システムに提出された1外為取引注文数当たり0.004ドルの定率会費を支払います。（NFA準則第1301条）

③ 顧客との電子的書面通信の保存を義務付け

NFAは、法令遵守規則第2-9条（監視要件）の解釈通知を改正し、会員の義務として、改正前の「顧客との全ての会話の記録作成」を「顧客との全ての会話の記録作成及び電子的書面による通信の保存」に改正しました。

④ 一般顧客向け外為のコストの顧客への開示に関する規則改正

NFAは、2017年12月、一般顧客向け外為のコストの顧客への開示に関する規則[※]を改正し、FDMに顧客にとっての外為取引のコスト（(i)手数料、(ii)マークアップ又はマークダウン、(iii)中間点からのスプレッド・コスト）を開示させます。

※ NFA法令遵守規則第2-36条（外為取引に関する要件）及びNFA法令遵守規則第2-43条（外為注文）

e. DCO・SDR

ドッド・フランク法により改正された商品取引所法第2条(h)に基づき、清算が必要なスワップ^{*1}は、商品取引所法に基づき登録を受けるデリバティブ清算機関（DCO）又は商品取引所法に基づき登録を免除されるデリバティブ清算機関で清算しなければ

なりません。

2018年2月現在、全米で16（前年比±0）のデリバティブ清算機関がCFTCに登録されており^{※2}、外国清算機関に対する免除（exempt）が4（同±0）、スワップ取引情報蓄積機関（SDR）が4あります。

金融安定監視評議会（FSOC）が「システム上重要」として指定し、より高度な要件が設けられるデリバティブ清算機関（SIDCO）は2（同±0）、スワップ取引情報蓄積機関（SDR）は、4（同±0）あります。

※1 米ドル、ユーロ、英ポンド及び日本円の固定－変動金利スワップ、ベシス・スワップ及びFRA、米ドル、ユーロ及び英ポンドの翌日物指数スワップ等が定められています。（2012年11月28日公表）

※2 休眠中（9機関）を除きます。

3. その他の米州

(1) カナダ

① 2017年の出来高

カナダTMXの2017年の出来高は、先物とオプション合計で、BA手形（3ヵ月）2976万枚（前年比10.2%増）、5、10年国債2432万枚（同15.3%増）のほか、株価指数1785万枚（同▲3.5%）、個別株オプション2318万枚（同▲8.4%）、全商品出来高9627万枚（同4.7%増）でした。

(2) ブラジル

a. B3

ブラジルのBM&FとBOVESPAは、2008年に合併し、BM&FBOVESPAとなりました。

証券清算機関CETIPを39億ドルで買収しました。

名称をB3（Brazil, Bolsa e Balcão）に変更しました（2017年3月）。

b. 2017年の出来高

B3の2017年の出来高は、金利が4億1868万枚（前年比▲1.4%）、通貨が2億5002万枚（同28.7%増）、株価指数が3億4827万枚（同92.9%増）のほか、農産物、エネルギー及び金の先物・オプション、個別株オプション等を上場します。2017年の全商品出来高は、表1の3参照。

(3) メキシコ、アルゼンチン、コロンビア

MexDerは、金利先物が73万枚（前年比▲69.2%）、通貨先物・オプションが867万枚（同0.0%）等を上場し、全商品出来高は1103万枚（同▲14.8%）でした。28日物金利先物（TIIE）が2014年の703万枚から2017年の3万枚に大きく減少しました。

アルゼンチンのロザリオ先物取引所（ROFEX）は、99.0%を占める米ドル・アルゼンチンペソ通貨先物・オプションのほか、農産物、国債、株価指数、金等の先物・オプションを上場し、全商品出来高は表1の24参照。農産物だけを取引するブエノスアイレス先物取引所（MATBA）は、同28万枚（同2.5%増）でした。

コロンビアペソの通貨、国債、株価指数等の先物を上場するコロンビア証券取引所（BVC）は、同じく112万枚（同▲20.5%）でした。

4. 欧州・アフリカ

(1) IFEU、Euronext、LSEG、LCH

a. IFEU

① ICEによるNYSE Euronext買収とEuronextのIPO

ICEが、2012年、NYSE Euronextを買収しました。ICEは、2014年6月にEuronext（パリ、アムステルダム、ブリュッセル及びリスボンの現物証券・先物

取引所)をIPOにより切り離しました。Liffeロンドン市場は、2014年11月、IFEU(旧IPE)への商品移管を完了しました。

② 2017年の出来高

IFEUは、金利先物・オプションが5億2477万枚(同27.3%増)で、全体の45.0%(前年42.3%)を占め、株価指数が5257万枚(前年比▲10.5%)で、同じく4.5%(同4.4%)、コーヒー等の農産物が1764万枚(同▲7.5%)で、同じく1.5%(同2.0%)、エネルギーが4億7435万枚(同13.0%増)で、同じく40.6%(同42.7%)、個別株が9762万枚(同52.5%)で、同じく8.4%(同6.6%)でした。(旧IPE分)等を上場し、2017年の全商品出来高は、表1の7参照。

③ IBA

ICEベンチマーク管理会社(IBA、ICE BenchMark Administration Limited)は、2013年、指標の監視強化に対応するため、ICEの完全子会社として、ロンドンに設立されました。2014年2月にFCAからベンチマーク管理業者として許可を受けました。2013年7月にLIBORの、2014年8月にISDA SIMMの、2014年11月にLBMA金価格の、そして2017年7月にLBMA銀価格のそれぞれ管理者として選任されました。

b. Euronext

① 2017年の出来高

Euronextのデリバティブ市場は、商品種類別には、株価指数が5662万枚(同2.7%増)、個別株が7047万枚(同23.0%)、外国為替が2万枚(同▲66.8%)、農産物が1317万枚(同▲4.3%)でした。2017年の全商品出来高は、表1の29参照。

② Euronextは、そのデリバティブとコモディティの清算にLCH SAを利用してきましたが、2017年4月、ICEとICE Clear Netherlandsで清算する旨の契約を締結しました。ところがLSEとDGAGの合併がご破算になったため、Euronextは、ICEと調印した清算の取り決めに終了させ、LCH SAと金融及びコモディティの上場デリバティブの清算について今

後10年間も継続して提供する旨の契約を締結しました(会報第113号1、同114号35.及び115号31)。

③ EuroCCP*の20%を1400万ユーロで買収しました(2016年12月)。

※ 汎欧州株式市場の最大手(2015年度シェア58%)の中央清算機関(CCP)。

c. LSEG・LSEDM

LSEGは、多くの主要投資銀行及びCBOEとともに新デリバティブ取引所CurveGlobalを設立し、2016年9月にLSEGの100%子会社であるLSEDMの取引システム SOLA 9で取引を開始しました。2017年の出来高は、839万枚(前年比66.4%増)でした。清算はLCH Limited(LCH Spider)が行います。2018年第2四半期にSONIA(3ヵ月)先物を上場すると公表しました。

LSEGは、2017年5月、Citigroup Inc.(Citi)からCiti債券ポートフォリオ分析事業イールドブック(Yield Book)及びCiti債券指数(世界国債指数(WGBI)を含む)を買収しました(1.(3)b③参照)。

d. 清算・決済

① IFEUは、従来、ロンドン市場での取引はLCH Limitedで清算してきましたが、ICEによるNYSE Euronext買収に伴い、2013年7月から、取引の清算をそれまでのLCH LimitedからICE Clear Europe Limitedに変更しました。

② LCH SAとEuronext、デリバティブ清算サービス契約を更新

LCH SAとEuronext N.V.は、(i)金融及びコモディティの上場デリバティブの清算サービスを今後10年間継続して提供すること、(ii)清算手数料の5%から15%の目標での2019年からの引き下げ、(iii)LCH SAの融通性と収益性の向上、(iv)EuronextがLCHグループの現在の持分2.3%をLCH SAの少数持分11.1%と交換すること、(v)LCH SAが当該グループの上場デリバティブの弾力性と効率性を高めるた

め、ロンドン証券取引所グループ（LSEG）の MillenniumITを使用すること、で調印しました（2017年8月8日、正式契約11月1日）。

③ LMEは、25年間、LCH Limitedで取引の清算を行ってきましたが、2014年9月から、新たに設立したLME Clear Limitedで取引の清算を行っています。

e. LCH

① LCH（英国の独立系清算機関）とClearnet（Euronextグループ内の清算機関）は、2003年12月に対等合併し、ともに新たに設立された持株会社（LCH.Clearnet Group Limited）の子会社となりました。

② LSEGは、2013年5月、LCH.Clearnet Group Limitedの株式持分を2.3%から57.8%に増やし、2017年5月、LCHグループの株式を少数株主から最大6.8%を買収し、過半数持分を増加させています。

③ LCH.Clearnet SA、LCH.Clearnet Limitedの名称をそれぞれLCH SA、LCH Limitedに変更しました（2016年4月、2016年12月）。

④ 合併を合意したDBAGとLSEGは、独占禁止法適用回避のため、LSEG内のLCHグループのLCH SAを売却する意図がある旨、表明し（2016年9月）、Euronextは、LCH SAの全額現金での取消不能買収オファーを行いました。DBAGとLSEGの合併がご破算になったので、LCH SA売却計画も打ち切りになりました（2017年3月）。

⑤ LCH Limited、新しい種類の顧客口座の取扱いを開始

LCH Limitedは、SwapClearサービスに新しい種類の顧客口座（CustodialSeg account）を導入し、証券保管機関レベルで分別管理された資産について、バイサイド顧客が担保を清算機関に直接（清算会員を通さず）差し入れ、その担保に対する受益権はそのまま保持し続けることができますようにします（会報第114号39）。

⑥ LCH、バイサイド・レポ清算に新モデルを導入

LCHは、バイサイド・レポ清算について、RepoClearがスポンサーの清算が年金等のバイサイド業者にLCHへの直接アクセスを提供する等の新モデルを導入しました（会報第114号64）（2017年9月）。

⑦ 取引所取引の清算

取引所デリバティブ取引では、Euronext Derivatives、LSEDMなど、取引所株式取引ではEuronext、BATS Chi-X Europe、SIX Swiss Exchange、LSE-SETSなどの取引の清算を行っています。

⑧ 店頭取引の2017年清算実績

店頭取引では、SwapClear（金利スワップ取引）の2017年取扱量が873兆ドル（前年比31%増）、店頭インフレーション・スワップ（2015年5月開始）が同3.1兆ドル（同約3倍増）、EquityClear（株式）が同1兆ドル超（過去最高）、ForexClear（外国為替）が同11兆ドル（同約3倍増）、CDSClear（CDS）が1.1兆ドル（過去最高）、RepoClear（ドイツ等の国債等の現金担保付債券貸借（レポ取引））が同175兆ドル（同25%増）、バイサイド清算モデルが1兆ドル、そのほか、電力、OTCガス取引、タンカー輸送量を含む運賃契約などの清算を行っています。

⑨ LCH SwapAgent、最初の取引を完了

非清算店頭金利デリバティブ市場の中央清算を行うLCH SwapAgent[※]が、2017年9月7日、最初の取引を完了しました。取引は、スイスフラン建て金利スワップ及びユーロ建てインフレーション・スワップで、MarkitSERVを通して処理されました。2017年第4四半期には、クロス通貨にもサービスを拡大する予定です。

※ LCH SwapAgentは、店頭二者間金利&FX市場の中央取引処理、評価、証拠金制度、リスク計算及び最適化を提供し、二者間店頭市場インフラ並びにend-to-end（端から端まで）の業務及び処理の標準化及び能率化を可能にします。

(2) EUの規制

EUでは、2017年2月現在、規制市場が144（前年比38増）（うちドイツ34（同16増）、フランス23、中央清算機関が17（同▲2））あります。

a. MiFID II

金融商品市場指令 II（MiFID II, Markets in Financial Instruments Directive II）（2014/65/EU）及び金融商品市場規則（MiFIR, Markets in Financial Instruments Regulation）（600/2014）を合わせてMiFID IIといい、2007年11月施行の金融商品市場指令（MiFID）（2004/39/EC）（2005年制定）を廃止し、見直したものです。MiFID IIは、2010年12月に発表され、2011年10月に最終案が発出されました。最終決定が遅れていましたが、2014年1月に合意に達し、2018年1月3日に施行開始されました（当初予定2017年1月から延期されました）。

MiFID IIは、投資業者、取引場所、取引情報蓄積機関及びEUで投資サービスを提供する域外業者に適用されます。MiFID IIは、(i)幅広い資産の透明性の確保、(ii)デリバティブ取引場所提供者の義務、(iii)アルゴリズム取引及び高速度取引の定義、投資業者及び取引場所の資格要件、(iv)コモディティ・デリバティブに対する建玉規制及び報告要件の新たな監視手段の設置等、流通市場の機能に対する変更・規制強化や投資家保護の強化を行っています。

① CFTCとEC、デリバティブ取引施設に共通アプローチ

CFTCと欧州委員会（EC）は、EU又は米国において許可を受けたデリバティブ取引施設に関する互いのルールを認める合意に達し、共通アプローチに関する共同声明を発表しました（2017年10月、会報第115号8）。

② CFTC、EU証拠金要件の比較可能性決定及び取引施設に関する共通アプローチ

米商品先物取引委員会（CFTC）は、非清算スワ

ップ（uncleared swap）に対する証拠金要件の比較可能性及び同等性（代替的遵守）、並びにCFTC及びEUによる許可を受けた一定のデリバティブ取引施設に関する共通のアプローチに関するCFTCとEUによる決定を認可・表明しました（2017年10月）。この決定は、直ちに実行されます。このCFTCの比較可能性決定により、非清算スワップについて、CFTCとEUの両方の証拠金ルールの対象であるスワップ・ディーラー（SD）及び主要スワップ参加者（MSP）は、CFTCの証拠金ルールに基づいて利用可能な場合は、代替的遵守に依存できます。

③ CFTCと欧州委員会、米欧間のCCPに共通の規制

CFTCと欧州委員会は、互いのCCP規制を認め合い、米欧間のCCP規制を共通にします（2016年2月）。

CFTCは、EUで非清算店頭デリバティブの証拠金要件（EMIR RTS）の対象となり、遵守するスワップ・ディーラーにはCFTCの最終証拠金規則を遵守しないことに対し処分を行うことを勧告しないとする期限付（2017年2月4日から2017年5月8日まで）ノーアクション・レターを発出しました（2017年2月）。

④ 欧州の金利スワップ中央清算義務開始

欧州の金利スワップ中央清算強制が、EMIRに基づき、2016年6月に開始しました[※]。対象となる金利スワップは、ユーロ、英ポンド、日本円（FRAを除く）及び米ドル建てで、fixed-to-float金利スワップ（所謂プレーンバニラ・スワップ）、float-to-floatスワップ（所謂ベシス・スワップ）、金利先渡契約（FRA）及びオーバーナイト・インデックス・スワップです。非清算の想定元本残高80億ユーロ超の資産運用者に適用されます。

※ 大手銀行（カテゴリ1）を対象とします。カテゴリ2は2016年12月、カテゴリ3は2017年6月に開始します。

⑤ 取引に関連する費用の開示

MiFID IIでは、調査費用の透明化と報告の区分化を求めており、証券業者が提供する有価証券の売買

執行とアナリスト調査を分離し、それぞれの対価を明示する必要があります。例えば、「朝のお知らせ」（前日の見出しやその日に向けての見通しを盛り込んだ情報）を顧客に送付する場合、その費用を請求するか、配布を制限するか、あるいは内容のないものにするか、求められる可能性があります。

米国でも、NFAは、一般顧客向け外為のコストの顧客への開示－NFA法令遵守規則第2-36条（外為取引に関する要件）及びNFA法令遵守規則第2-43条（外為注文）－に関する規則を改正しました。同改正は、外為ディーラー会員（FDM）に顧客にとっての外為取引のコスト（①手数料、②マークアップ又はマークダウン、③中間点からのスプレッド・コスト）を開示させます。

(3) 英国の規制

a. 2000年金融サービス市場法

英国では、投資者保護や投資業についての初めての包括的な規制となる金融サービス法が1986年に保守党により制定されました。このときの制度改革はBig Bangと呼ばれています。それ以前は、1958年詐欺防止法等の個別の立法や取引所の自主規制によって対応していました。1997年5月に労働党が総選挙で勝利し、2000年金融サービス市場法が制定され、中央銀行の銀行及び市場の監督・監視部門が、さらに証券先物協会（SFA）等各自主規制機関がFSAに統合されました。

2010年5月に発足した保守・自由民主党の連立政権は、金融安定化のため、中央銀行内に金融基本方針委員会（FPC）を設置し、2000年金融サービス市場法が2010年金融サービス法（2010年4月、施行は2011年6月）により改正されました。

英国においては、2013年4月、従来FSAが一元的に担っていた健全性規制と行為規制とを分離して、中央銀行の下部機関ですが、業務上独立した健全性規制機構（PRA、Prudential Regulation Authority）

を設置し、預金受入機関、保険会社、一部の大手投資業者の健全性の監督をします。FSAは、金融行為機構（FCA、Financial Conduct Authority）と名称変更し、消費者保護、行為規制（PRAの監督下の業者を含む）、市場監視及び健全性（PRA監督下の業者を除く）に焦点を合わせます。

b. バイナリー・オプションの英国での管轄

以前は、英国では、バイナリー・オプションは、英国内の遠隔（remote）にギャンブル施設がある場合に限り、ギャンブル委員会が管轄してきました。遠隔でない場合のバイナリー・オプションに対する規制はありませんでしたが、2017年11月、FCAがバイナリー・オプション投資のリスクについて消費者に注意喚起する文書を発出し（会報第115号37）、その文書の中でバイナリー・オプションがFCAの管轄であることを明確にしました。

c. 上級管理者及び証明制度（SM&CR）

FCAは、業者のより幅広い役職員を新行為規範の対象とする上級管理者及び証明制度（SM&CR）を新たに制定しました（2016年6月施行）（会報第108号18）。

FCAは、従来の認可者制度から置き換える上級管理者・証明制度（SM&CR）を全金融サービス業者に拡大する提案を行いました（2017年7月26日）。SM&CRの目的は、①個人的な責任を持つ全レベルでスタッフのカルチャーを励ますこと、②業者とスタッフが責任の所在を明確に理解し、説明できるようにすることです。

(4) Eurex

Eurexは、1988年に設立され、1994年にDBAGに買収されたドイツ先物取引所（DTB）と1986年に設立されたスイス・オプション金融先物取引所（SOFFEX）が1998年に取引・清算システムを統合

して成立した共同市場です。DTB、SOFFEXともに設立当初から電子取引のみを行っていました。

2012年1月、SIX Swiss取引所がその50%持分をDBAGに売却し、EurexはDBAGの100%子会社になりました。

清算は、Eurex Clearing AGが行います。Eurexの100%子会社で、1998年9月に設立され、Eurexでの取引の清算以外にも、金利スワップ、株式デリバティブ及びCDSの店頭取引並びに欧州各国債の市場・清算サービス、レポ取引、証券貸付、CDS取引、株式取引等の清算サービスを提供しています。

a. 2017年の出来高

Eurexの2017年の出来高は、商品種類別では、BUNDなどの金利が5億8216万枚（前年比10.6%増）と全体の33.5%（前年30.5%）、株価指数が7億8992万枚（前年比▲8.9%）と全体の47.1%（前年51.3%）を占め、残り20%のほとんどは個別株オプションです。全商品出来高は、表1の4参照。

b. KRX及びTAIFEXとの提携

Eurexは、KRXと提携して（2010年8月）、KOSPI200オプションを原商品とする先物を欧州及び米国の日中に取引しています。同様にTAIFEXともTAIEX株価指数のオプションと先物について提携しています（2014年5月）。Eurexでの2016年の出来高は、それぞれ2616万枚（前年比22.6%増）及び14万枚（同▲70.7%）です。

c. DBAG、フランクフルトの金融センターとしての機能を充実

DBAGは、2020年までに1850万ユーロを投資してフランクフルトの証券取引所ビル（金融センターとしての機能を充実させる。

(5) その他の欧州・アフリカの先物取引所

a. IFEU以外の英国の取引所

IFEUのほか、英国には、個別株及び株価指数の先物・オプションを主に取引するLSEDM*（2017年出来高839万枚、前年比66.4%増）、金属のLME（同1億5734万枚、0.5%増）があります。

※ LSEGが2013年7月、それまで51%所有していたTurquoise Derivativesを買収し、LSEDMと名称変更しました。Turquoiseは、2008年に主要投資銀行により設立され、今後も汎欧州の現物株の多国間取引システムの業務を継続します。

b. ロシア

① 2017年の出来高

ロシア取引システム（RTS）証券取引所とモスクワ銀行間通貨取引所（MICEX）が2012年に合併したMOEXは、通貨、金利、株価指数、石油等の先物・オプション及び個別株先物を上場し、うち、米ドル／ルーブル先物5億9026万枚（前年比▲31.4%）が全体の39.3%（前年45.8%）を占めます。全商品出来高は、表1の5参照。

② ロシアの自主規制機関の名称をNAFDに変更

ロシアの一般投資家向け店頭外為市場の自主規制機関が、名称を店頭金融商品・テクノロジー規制センター（CRFIN、Centre for Regulation in OTC Financial Instruments and Technologies）から全露外為ディーラー協会（NAFD、National Association of Forex Dealers）に変更しました（2016年7月）。

c. トルコ

TurkDexが2001年に設立され、2012年12月にIstanbul Gold Exchange及びIstanbul Stock Exchangeと合併してBorsa Istanbulとなりました。Borsa Istanbulは、2013年12月に株式会社化され、NASDAQがBorsa Istanbulの株式5%（さらに2%のオプション付き）を取得しました。

トルコリラ/米ドルの通貨（2017年出来高7223万

枚、前年比69.7%増)、株価指数(同4408万枚、同▲3.7%)等の先物・オプションを上場し、2017年の全商品出来高は、表1の27参照。

d. 北欧、ハンガリー、イタリア、スペイン、ポーランド、ギリシャ、ノルウェー、イスラエル、オーストリア

NASDAQグループの北欧の取引所は、金利、債券、株価指数等を上場し、2017年の全商品出来高は、8642万枚(前年比▲5.1%)です。このほかNasdaq Commoditiesは電力等を上場し、同じく282万枚(同▲20.0%)です。

ハンガリー BSEは、41種類(前年36種類)の通貨先物・オプション(2017年出来高650万枚、前年比▲11.9%)や個別株先物を取引し、同じく702万枚(前年比▲10.1%)でした。

イタリア取引所は、株価指数、電力、個別株オプション等を上場し、同じく3415万枚(同▲30.3%)でした。

スペインMEFFは、株価指数、配当、個別株先物・オプション等を上場し、同じく4458万枚(同▲1.7%)でした。

ワルシャワ証券取引所は、ポーランドズロチの通貨、株価指数、個別株先物、短・中・長期金利等の先物を上場し、同じく762万枚(同▲4.4%)でした。

アテネ・デリバティブ取引所は、株価指数、個別株先物等を上場し、同じく1945万枚(同25.7%増)でした。

オスロ証券取引所は、株価指数、個別株オプション等を上場し、同じく1080万枚(同▲5.6%)でした。

イスラエルTASEは、シェケルの通貨オプション、株価指数先物・オプション等を上場し、同じく4664万枚(同▲10.5%)でした。

The Order Machine (TOM) は、2017年閉鎖され、建玉は、2017年5月にEuronextに移管されました。5月までの2017年出来高は、897万枚でした。

e. 南アフリカ

JSE(ヨハネスブルグ)証券取引所は、南アランド、ケニアシリング、ナイジェリアナaira、ザンビアクワチャ、中国元等の通貨(全通貨の2017年出来高は、6837万枚、前年比41.5%増)、農産物、貴金属等の先物・オプションを上場しています。2017年全商品出来高は、表1の13参照。

f. その他のアフリカ

アフリカでは、JSEがあるほか、いくつかの国で先物取引所が設立されています。東アフリカ・コミュニティ(ケニア、ウガンダ及びタンザニア)とルワンダのコモディティ取引サービスを提供する東アフリカ取引所(EAX)は、アフリカ取引所持株会社(AFEX)の子会社です。ザンビア債券・デリバティブ取引所(BADEX)は、米ドル、英ポンド、ユーロ及び南アランドの対クワチャ通貨先物が上場されています。ケニア・ナイロビ証券取引所がNEXT(NSE Derivatives Market)での株式や金利のデリバティブ取引を行っています。

5. アジア・太平洋地域

(1) インド

1952年先渡契約規制法が1992年インド証券取引委員会法に統合され、証券取引を管轄するインド証券取引委員会(SEBI)とコモディティを管轄する先渡市場委員会(FMC)が合併しました(2015年9月)。コモディティ・デリバティブが有価証券に含められ、従来はFMC管轄であったコモディティを取引する取引所を含め、全ての取引所がSEBI管轄の証券取引所になりました。

証券取引所には、2018年1月現在、現物株式市場5(2017年3月比±0)、株式デリバティブ市場3(同±0)、通貨デリバティブ市場3(同±0)、コモディティ・

デリバティブ市場9（同▲1）があります。

NSEI、BSE及びMSEIは、外国の取引所へのデータ提供をやめることとしました（会報本号16参照）。

a. 各取引所の2017年の出来高

NSEは、インドルピーの通貨、株価指数、個別株の先物・オプションを上場しています。全商品出来高は、表1の1参照。

BSEは、インドルピーの通貨、91日政府短期証券、株価指数、個別株の先物・オプションを上場しています。全商品出来高は、表1の11参照。

MSEIは、2008年に設立され、インドルピーの通貨先物だけを取引し、2017年の出来高は、1981万枚（同▲57.6％）でした。17銀行が株式の約80％を保有します。

農産物等だけを取引するMCXとNCDEXの2017年の出来高は、それぞれ1億9861万枚（同▲19.0％増）、1413万枚（同▲30.5％）でした。

b. 規制等

① 市場参加者

2018年1月現在、株式デリバティブ・ブローカーが2,668（2017年3月比17増）、通貨デリバティブ・ブローカーが2,310（同325増）、外国ポートフォリオ投資家（FPI、foreign portfolio investors）が9,042（同1,235増）です。

② SEBI、コモディティ・デリバティブと証券の統合免許制度を導入

SEBIは、市場参加者がコモディティ・デリバティブと証券の両方の取引を、統合した免許でできるようにします*（2017年4月）。

※ FMCとSEBIの合併（2015年9月、会報第106号49）の結果として、コモディティ・デリバティブ業者もSEBIが管轄することとなりましたが、これまで1957年証券契約（規則）ルール（「SCRルール」）及び1992年SEBI（証券業者及び準業者）規則（「証券業者規則」）に基づき、コモディティ・デリバティブを取引する証券業者／清算会員は、他の証券を取引する場合には（逆も真）、別の事業体を設立しなければな

りませんでした。SEBI役員会は、この規制を取り除くため、証券業者規則の改正を認可し、インド政府にSCRルールの改正を勧告します。

③ 海外投資家に関する規制

従来の外国機関投資家（FII、foreign institutional investors）のサブ口座及び適格外国投資家（QFI、qualified foreign investors）を一つにまとめて、FPIとしてSEBIが認可した指定預託参加者への登録制度に統合しました。このほか、外国投資家による国内FXデリバティブ市場等参加及びオフショア・デリバティブ商品（ODI、offshore derivative instruments）については、会報第108号5.(1)b.を参照ください。

④ FPIによる金利先物の建玉に別枠の上限

インド準備銀行（RBI）は、FPIによる金利先物に500億ルピーの別枠の上限を設けました（会報本号24参照）。

⑤ オプション取引の解禁

(i) インドルピー建て金利オプション

インド準備銀行（RBI）は、取引所取引及び店頭取引のインドルピー建て金利オプション取引の導入を決定した旨告示を出しました。（2016年12月）（効力発生2017年1月）（会報第112号21参照）。

(ii) コモディティ・デリバティブ取引所におけるオプション

コモディティ・デリバティブ取引所においてオプション取引が解禁されます（現在は個別のコモディティの先物取引だけが行われています）（2016年9月）。今後SEBIが指針を作成し、オプション取引を開始したいコモディティ・デリバティブ取引所は、SEBIの事前の認可を受けます。

(iii) コモディティ先物オプション

SEBIは、コモディティ先物オプション取引を認める指針を出しました（2017年6月13日）。各取引所は、試験的に、当初、過去12ヵ月の取引金額（農産物20億ルピー以上、その他100億ルピー以上）が多いコモディティ先物5銘柄のうち一つだけを原商

品とする商品を上場できます。

⑥ 新取引所INX、取引開始

BSEは、子会社であるインド国際取引所（INX、India International Exchange）をGujarat International Finance Tech（GIFT）市の国際金融サービスセンター（IFSC）に設立する認可を企業省から受け（2016年8月）、通貨、株価指数、個別株、非鉄金属及び貴金属の取引を開始しました。（2017年1月）。今後預託証書及び債券に拡大する予定です。INXには、税制優遇があります。

(2) シンガポール

シンガポールには、認可取引所（approved exchange）としてシンガポール取引所の子会社である証券取引所SGX-STとデリバティブを取引するSGX-DT、ICEの子会社であるIFS、及びパーム油上場を計画するアジア・パシフィック取引所（APEX）があります。

SGXは、SGX Americaオフィスをシカゴに開設しました（2017年10月17日）。

a. SGX-DT

SGX-DTの前身は、シンガポール国際金融取引所（SIMEX）で、下記先物取引法制定の前の1984年9月にアジア初の金融先物取引所として設立され、同年ユーロドル先物及びドイツマルク通貨先物の取引を開始しました。設立にあたっては、CMEの取引制度や規制を導入しました。その後1986年3月に先物取引法が制定され、同法は2001年に証券・先物法に統合されました。1999年12月、証券取引所との合併を機に名称を現在のSGX-DTに改めました。

① 2017年の出来高

SGX-DTは、日本、台湾、シンガポール、インド、中国、インドネシア、フィリピン、タイ及びマレーシアのアジア9カ国の株価指数及びStrait Timesの先物・オプションが1億4979万枚（同0.9%増）と全

体（表1の23参照）の92.6%（前年94.7%）を占めています。通貨先物・オプション全銘柄の合計出来高は、1000万枚（前年比59.1%増）でした。うちINR/USDが796万枚（同40.4%増）でした。そのほか、通貨、Mini日本国債、配当、ゴム、鉄鉱石、運送料等の先物を上場しています。

ユーロドル金利先物の出来高が2007年になくなり、ユーロ円金利先物の出来高もほとんどなくなりました。

② SGXは、2017年2月、自主規制部門を新たに設立した別会社（RegCo）に移管しました。

③ NSEIとのライセンス契約消滅に対応して、SGX Niftyファミリーの後継商品を上場します（会報本号16、20参照）。

b. IFS

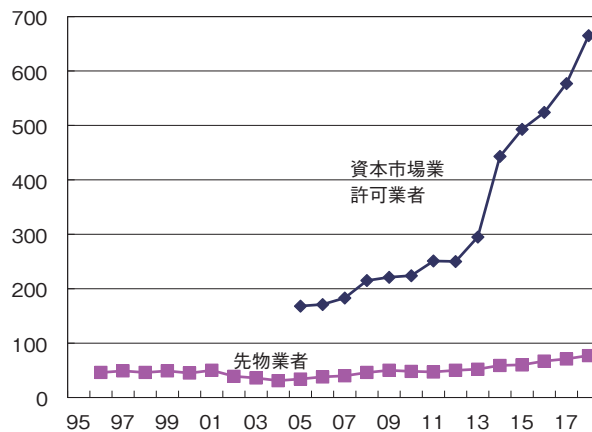
ICEが2013年11月にSMX100%を買収し、SMXとその清算会社は、それぞれIFS及びICSと名称変更しました。IFSは、2015年11月17日、原油、軽油、金及び中国元（オフショアとオンショア）の先物取引を開始しました。最終決済は、シンガポールにおける受渡決済である金先物を除き、差金決済。清算機関はICSです。

IFSの2017年の全商品出来高は、229万枚（前年比14.2%増）でした。

c. シンガポールの先物規制と業者数

資本市場業許可業者（holder of capital markets services licence）は、図5のように、2018年3月現在、665社（前年2月比100社増）となっています。うち、先物取引を行う業者は77社（同6社増）、レバレッジ外国為替取引を行う業者は34社（同5社増）です。先物取引を行う業者の数は、2001年3月末の50社から2004年3月末の31社まで減少した後、増加しています。

図5 シンガポールの業者数



d. MAS、一般投資家保護強化

シンガポールは、MASが非伝統的投資商品をその管轄にできるようにし、現在の個人に対する認定投資家の適格基準である実個人資産200万Sドルに「そのうち主たる住宅は上限100万Sドル」の条件を付け、主たる住宅が主な富である個人は、一般投資家とします（2017年1月）。

(3) オーストラリア

オーストラリアでは、先物取引所の設立もその電子取引化も比較的早く、ASX 24（旧SFE）は、1960年に羊毛の先物取引所として設立され、1999年11月に立会場取引から完全電子取引SYCOM（現在はASX Trade24）に移行しました。

2006年7月にASXがSFEを買収し、完全子会社としました。これより前、SFEは、1992年にNZFOEを買収、2000年9月に株式会社化、同月に豪ドル建てCPや国債以外の債権の決済機関であるAustraclearを買収しました。NZFOEの商品は、2004年3月にSFEに移管されました。SFEの名称がASX24に変更されました。

ASX 24で行われた取引の清算は、ASX Clearing CorporationのASX Clear（Futures）で行います。

このほか、全豪証券取引所（NSX）や金融・エネ

ルギー取引所（FEX）があります。

a. ASX 24及びASX

① 2017年の出来高

ASX 24の2017年の出来高は、オーストラリア及びニュージーランドのBA手形（90日）、オーバーナイト金利、国債などの金利先物・オプションが1億3466万枚（同4.1%増）で全体の81.1%（前年81.4%）を占め、そのほか、株価指数の先物・オプション、小麦などの農産物及び電力の先物・オプションがあります。全商品出来高は、表1の26参照。

ASXは、株価指数、個別株の先物・オプションを上場します。CFDは、2014年6月、取引を取り止めました。全商品出来高は、表1の30参照。

② ワン・セッション・オプション

ASX24の3年国債先物には、通常のオプションのほか、1夜間（one night session 又はovernight）^{※1}オプション及び1日中（one day session又はintra-day）^{※2}オプション（これらを「ワン・セッション（1取引時間帯（session）オプション）」といいます。）を上場しています。

※1 3月第2日曜日から11月第1日曜日は5:10pmから7:00amまで、11月第1日曜日から3月第2日曜日までまでは5:10pmから7:30amまで。

※2 8:30amから4:10pmまで。

③ ブロックチェーンを使った清算・決済に切り替え

ASXは、2017年12月、清算機関電子サブ登録システム（CHESS）をブロックチェーン・テクノロジーを使った清算・決済に切り替えることを決定しました。

④ ASIC、市場健全性規則を統合

ASICは、2017年11月、既存の14規則集のうち13規則集を次の4規則集に統合して証券市場の共通の規則と先物市場の共通の規則を作成しました。(i) ASIC市場健全性規則（証券市場）2017年（証券市場規則）、(ii) ASIC市場健全性規則（先物市場）2017年（先物市場規則）、(iii) ASIC市場健全性規則（証券市場資本）2017年（証券資本規則）、(iv) ASIC市場健全性規則（先物市場資本）2017年（先物資本規則）。

(4) 韓国

KRXは、証券取引所（KSE）、先物取引所（KOFEX）及び店頭株式市場（KOSDAQ）が2006年1月に合併してできました。KRXの中に証券市場部門、先物市場部門及び店頭株式市場部門があります。

「韓国の証券・先物規制と市場」については、会報第98号に特集記事があります。

a. KRX

KRXの2017年出来高は、KOSPI200オプションのほかは、米ドル／韓国ウォン等の通貨先物が6221万枚（前年比▲5.2%）、国債先物3429万枚（同▲15.4%）です。そのほかKOSPI200先物、個別株先物等を上場しています。全商品出来高は、表1の9参照。

b. 店頭FX取引金額

韓国における韓国金融投資協会（KOFIA）会員による店頭FXの2017年の取引金額は、733億49百万ドル（前年比▲35.7%）でした。2011年の過去最高

取引金額6653億62百万ドルの11.0%です。

(5) 台湾

台湾には、台湾証券取引所（TWSE）、TAIFEX及び台北取引所（TPE x）（2015年に店頭証券市場（GTSM）から名称変更）があります。TAIFEXは、1997年に株式会社として設立され、翌年株価指数先物を上場しました。TAIFEXでの取引の清算は、TAIFEXの清算部門が行い、TSEC及びGTSMでの取引の決済・清算は、台湾集中保管清算会社（TDCC）が行っています。

① 2017年の出来高

TAIFEXは、株価指数、個別株、金等の先物・オプションを上場し、2015年7月に上場した米ドル／中国人民元（RHF、RTF、RHO、RTO）の2017年の出来高は、48万枚でした。全商品出来高は、表1の19参照。

② 提携、新商品等

EurexとTAIFEXは、EurexがTAIFEXのTAIEX株価指数のオプションと先物をTAIFEX市場が開まっている夜間に取引すること及びEurexがTAIFEX株式5%を取得することで合意しました（2014年5月実施）。

TWSEの子会社であるGlobal Link Securities Co. Ltd（Global Link）がSGXの遠隔取引会員となり、TWSE会員がGlobal Linkを通して直接SGX上場証券を取引できるようにすることで、台湾投資家による効率的かつ低コストな対外投資を可能にしました。

GBP/USD FX FuturesとAUD/USD FX Futures通貨先物を上場しました（2018年1月22日）。

③ 台湾中銀、証券会社のFX業務規制緩和

台湾中央銀行は、証券会社が台湾ドル建てのスポットの取引及び外国為替デリバティブ商品の販売を取り扱うことができるようにします（2017年1月）。同中央銀行は、2013年に証券会社に外国通貨対外国

通貨（台湾ドルは含まない）のスポット外国為替業務の取扱いを認めています。

(6) 香港

香港には、持株会社であるHKEXの下に香港証券取引所（SEHK）、香港先物取引所（HKFE）、証券の清算を行う香港証券清算会社（HKSCC）、先物の清算を行うHKFE清算会社（HKCC）、オプションの清算を行う香港証券オプション清算会社（SEOCH）の子会社があります。

HKFEは、1976年に香港商品取引所として設立され、綿花や砂糖を上場していましたが、現在はそれらの商品は取引されていません。2000年にHKEXの下に統合されました。HKEXは、2012年7月、LMEを買収しました。2017年の全商品出来高は、表1の21参照。

① 新商品等

HKEXは、株価指数、個別株等の先物・オプション、USD／CNH先物に加え、2016年には、オフショア中国元の対ユーロ、円、豪ドル及び米ドルの通貨先物を、2017年3月には、USD／CNHオプションを、2017年4月には、中国の5年国内債（MOF T-Bond）の先物を上場しました。中国以外で上場される初めての中国国債先物です。

② 市場急変時のリスク管理制度

HKEXは、証券市場及びデリバティブ市場の安全装置としてボラティリティ・コントロール・メカニズム（VCM）を、証券市場にクロージング・オークション・セッション（CAS）を導入しました（実施は2017年1月）。VCMは、取引停止や個別銘柄の価格制限を設けるのではなく、システムミック・リスクを引き起こす可能性のあるアルゴ誤作動やフラッシュ・クラッシュのような極端な事象発生を防ぐため、先物価格が5分内の最後の取引価格よりも5%高くなった場合、5分間のクーリング・オフを発動するもので、株価指数先物に適用します。証券市場に

は2016年8月22日に導入済みです。CASは、過大な株式注文の流出入があったとき、引値で取引を執行します。

(7) 中国

2010年4月から取引を開始した中国CFFEXは、株価指数、5年及び10年国債先物を上場し、2017年の出来高は、2460万枚（前年比24.1%増）でした。

農産物等を上場するのは、上海、大連及び鄭州の取引所です（1.1)c.参照）。

a. 外資規制緩和等

中国は、一定の部門の金融サービスに関する外資規制を緩和します。証券会社については、出資比率上限を現在の49%から2017年に51%に引き上げ、2020年には全額出資を認めます（2017年11月10日）。

中国证券监督管理委员会（CSRC）は、先物業者の自己資本要件を従来の1500万元から3000万元に引き上げます（実施は2017年10月1日）。

b. 仮想通貨での資金調達・取引・情報提供を禁止

中国人民銀行（PBC）等中国の規制当局は、ICO（initial coin offerings）（トークン（仮想通貨）を発行して資金調達すること）が投機を発生させ、不法な金融取引の疑いを招くとして、①コイン販売による資金調達の特性と違法性、②コイン販売による不法な資金調達の禁止、③関連するプラットフォームの管理強化、④金融機関及びノンバンク決済機関のコイン販売資金調達及び取引に関連する業務の禁止、について公告しました（2017年9月8日）。また中国は、海外及び国内の仮想通貨取引及びICOに関連する情報を提供する全てのウェブサイトを開鎖することとしました（2018年2月5日）。

(8) マレーシア

マレーシア・デリバティブ取引所は、パーム油、株価指数先物等を上場し、2017年の全商品出来高は、1402万枚（同▲1.5%）でした。

マレーシア中央銀行（BNM）は、SGX及びIFSがマレーシアン・リングット先物を最近上場したことについて、リングットは国際化された通貨ではなく、オフショア金融センターからの非受渡決済フォワードとして、又はマレーシア外での取引所における先物、オプションその他のデリバティブ契約のような、どのような形でも、オフショアでの取引はマレーシアの外国為替管理（FEA）方針・ルールに反し、2013年金融サービス法及び2013年イスラム金融サービス法に違反するとして、全ての市場参加者がFEAルールに従うよう要望しました（2017年8月9日）。

（編集注）SGXでのMYR/USDの2017年の出来高は、その後も毎月あります。

エネルギー及び農産物の先物を上場し、同じく316万枚（同▲9.3%）でした。

(9) その他のアジアの先物取引所

① カンボジア証券取引委員会（SECC）は、デリバティブ・ブローカー（DB）ライセンスの交付を開始しました。自己資本要件は、マーケットメーカーになるには、中央取引相手が500万ドル、DBライセンスが25万ドルのカンボジア国立銀行への預託が必要です。

② ドバイ金&商品取引所は、通貨、株価指数、貴金属、エネルギー等を上場し、2017年全商品出来高は、1744万枚（前年比▲11.3%）でした。

③ ドバイ・マーカンタイル取引所は、原油だけを上場し、同じく158万枚(同▲19.2%)でした。

④ タイ先物取引所（TFEX）は、個別株先物、株価指数、金、タイバーツの通貨及び金利を上場し、同じく7899万枚（同13.5%増）でした。

⑤ パキスタン・マーカンタイル取引所は、貴金属、

個人向け店頭バイナリーオプション取引状況報告

平成30年3月31日

一般社団法人 金融先物取引業協会 調査部

個人向け店頭バイナリーオプション取引¹（BO取引）は、2017年12月1日をもって、本協会の定める「個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則」に準拠した商品に完全移行してから4年を経過しました。

調査部では、昨年に続き、完全移行後のBO取引の状況について、同取引の取扱会員からの月次報告データを基に集計・分析しましたので、以下に報告します。

1. 取扱会員

前回報告（会報NO.112参照）の後、2017年2月にFOREX EXCHANGE(株)、2017年6月にBinary(株)が新規取扱を開始した。なお、FOREX EXCHANGE(株)は2017年12月16日にBO取引から撤退したことから、2017年12月31日時点の取扱会員数は8社、媒介による取扱会員は0社となった。

表1 取扱会員等の推移

年月	取扱会員数	媒介会員数	合計
2013年12月	6	1	7
2014年12月	7	1	8
2015年12月	8	0	8
2016年12月	7	0	7
2017年12月	8	0	8

※各月データの詳細は、別表1参照。

2. 設定口座数、取引実績口座数

2017年12月31日の設定口座数は、2016年12月31日時点と比べて6.5%増加し、382,147口座となった。

2017年の月間平均取引実績口座数は、2016年の月間平均12,161口座に比べて10.7%減少、10,856.4口座となった。なお、直近半年間においても2017年7月から12月の月間平均は10,417口座となり、一段と低下している。

表2 口座数推移

年	設定口座数 (12月31日時点)	月間取引実績口座数 (12月)	月間平均取引実績口座数 (12ヵ月平均)
2013年	259,149	14,019	—
2014年	300,572	14,871	13,605.80
2015年	336,010	13,293	14,094.60
2016年	358,699	11,125	12,161
2017年12月	382,147	9,770	10,856.40

※各月データの詳細は、別表1参照。

1 個人向け店頭バイナリーオプション取引：店頭バイナリーオプション取引のうち、個人顧客を取引の一方の相手方として、継続的かつ反復して取引を行うことができる仕組みをもって行われる取引（個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則第1条）

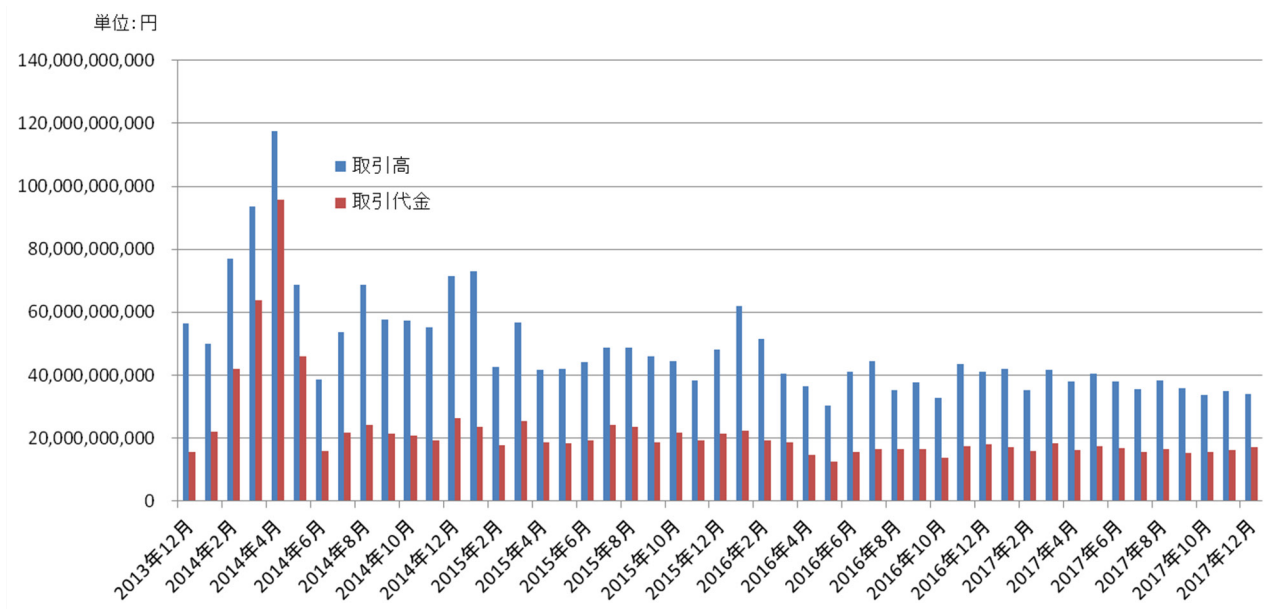
3. 取引高、取引代金

2017年の取引高累計額は、2016年の累計額4,968億円から9.78%減少し、4,482億円となった。

2017年の取引代金累計額は、2016年の累計額2,027億円から1.97%減少し、1,987億円となった。

年間の取引高累計額、取引代金累計額ともに2015年以降、前年の累計額を下回っている。

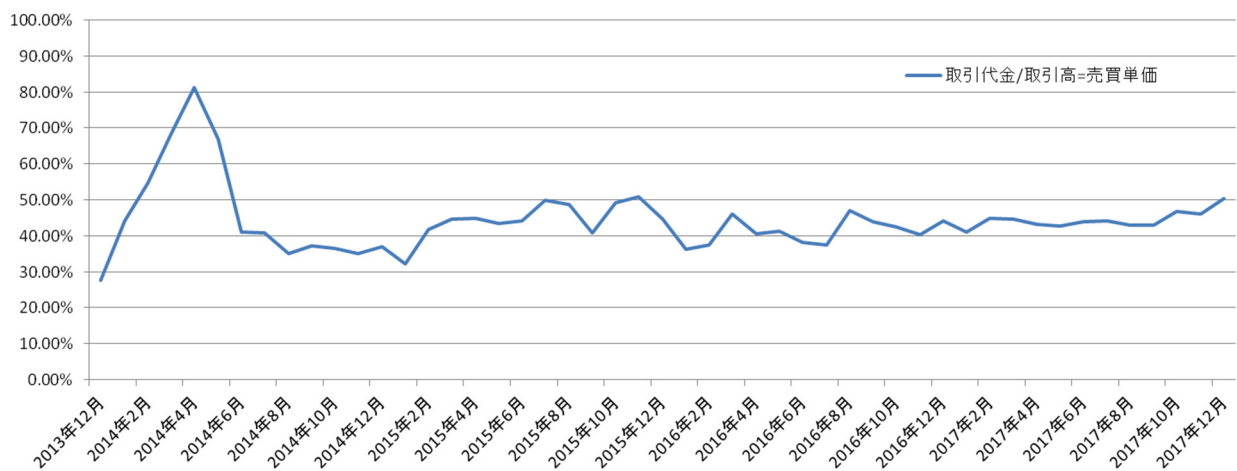
図1 個人向けバイナリーオプション取引状況



4. 取引単価（売買単価）

取引代金を取引高で除して推計される売買単価率（1単位当たりペイアウト額に対して売買された価格の割合）は、2015年43.95%、2016年40.80%、2017年44.33%となり、昨年と比べて3.53%増加しており40%から50%で推移している。

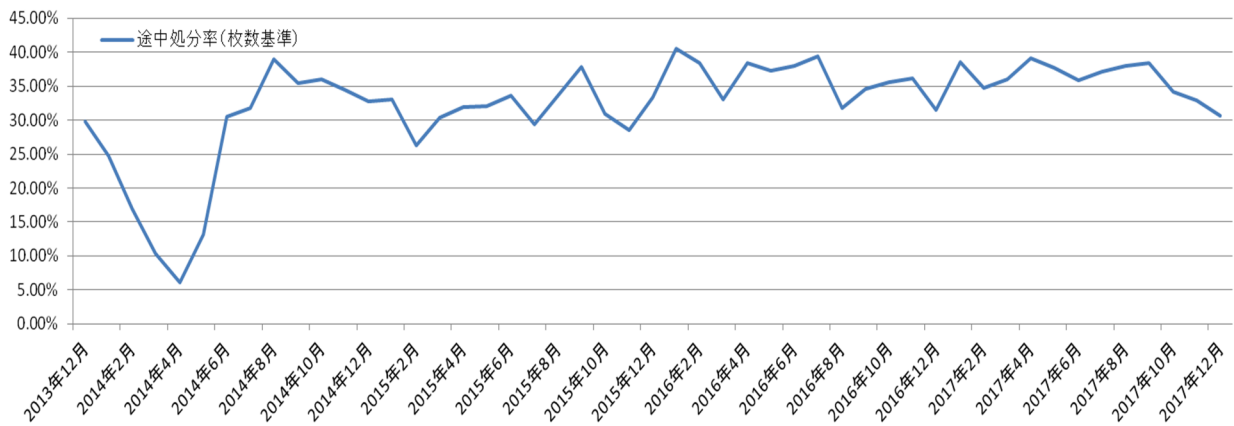
図2 取引高に対する取引代金の割合



5. 途中処分率

新規に取引された枚数のうち、期限の到来前に売却された枚数²の割合（途中処分率）は、2015年以降概ね30%から40%の間で推移している。

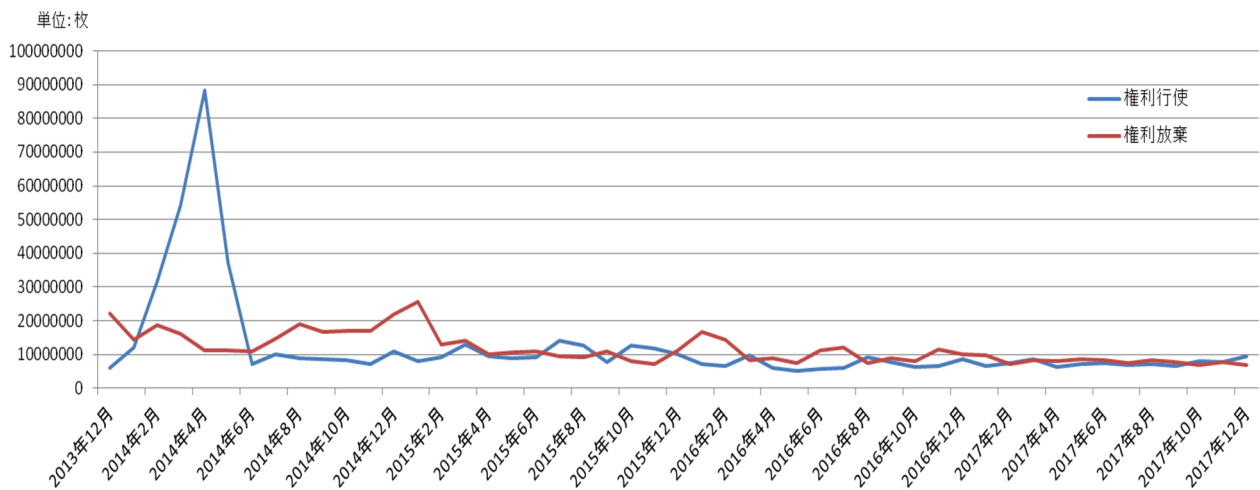
図3 途中処分率



6. 権利行使・放棄の状況

統計開始当初は、ペイアウトを得た権利行使枚数と投資額を回収することなく終えた権利放棄枚数³に大きなかい離がみられたが、現在は安定的に推移している。

図4 権利行使・放棄の状況



2 新規取引枚数、途中処分枚数については公表していない。

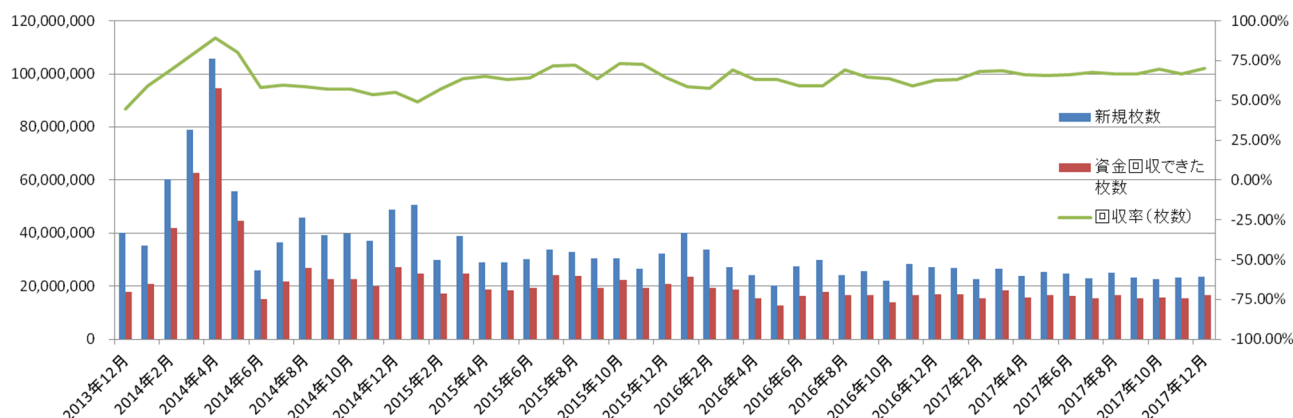
3 権利行使枚数、権利放棄枚数については公表していない。

7. 顧客における資金回収状況（枚数ベース）

現行のBO制度では、顧客は権利行使によるペイアウトを受け取ることによって投資資金を回収するほか、期限の到来前に売却して投資資金を回収することができる。

統計公表当初の999取引⁴が見られた時期には、回収率が90%に迫る水準に達したが、現在の回収率は60%台後半を推移している。

図5 顧客における資金回収状況（枚数）



8. 顧客損益率及び損失顧客率⁵

取扱会員全体の顧客損益率及び損失顧客率は、別表2のとおり、2014年12月を最後に36ヵ月連続して顧客損益率が100%を下回っている。なお、2017年における損失顧客率は、表3のとおり70%台で推移し、利益を得た顧客口座の割合は30%を下回っている。

表3 顧客損益率及び損失顧客率

顧客損益率	記録した月数	損失顧客率	記録した月数
100%以上	0	80%以上	0
99%	0	79%	0
98%	1	78%	2
97%	0	77%	6
96%	4	76%	2
95%	7	75%	1
95%未満	0	75%未満	1

※各月データの詳細は、別表2参照。

以上

4 取引期限間近に、イン・ザ・マネー状態となっているバイナリーオプションに狙いを定めて集中投資する取引方法

5 顧客損益率100%は顧客全体の損益が±0を示し、数値が高いほど顧客の損益が良好であったことを示す。損失顧客率100%は全顧客口座が損失となったことを示し、50%は損失となった口座と利益を得た口座が同数であったことを示す。

別表1 個人向け店頭バイナリーオプション取引状況及び顧客口座数、取扱会員数の推移

年月	取引状況（単位：円）					顧客口座数		取扱会員数	
	取引高	取引代金	うち新規取引	取引代金/取引高	新規/取引代金	設定口座	取引実績口座	取引会員	媒介会員
2013年12月	56,583,260,500	15,570,840,453	11,474,206,344	27.5%	73.7%	259,149	14,019	6	1
2014年1月	50,131,989,000	22,116,755,890	18,255,253,695	44.1%	82.5%	262,552	12,937	6	1
2014年2月	77,071,010,008	42,054,125,723	37,926,769,065	54.6%	90.2%	264,984	11,891	6	1
2014年3月	93,426,158,216	63,851,936,404	60,465,217,800	68.3%	94.7%	266,672	11,592	6	1
2014年4月	117,561,433,433	95,589,195,056	92,862,296,404	81.3%	97.1%	268,890	12,062	7	1
2014年5月	68,703,392,696	46,004,129,058	42,804,855,632	67.0%	93.0%	271,554	12,125	7	1
2014年6月	38,552,324,596	15,824,629,213	12,488,789,664	41.0%	78.9%	275,493	11,975	8	1
2014年7月	53,790,714,399	21,919,418,413	17,135,731,494	40.7%	78.2%	281,785	14,376	8	1
2014年8月	68,828,888,822	24,185,497,393	17,389,739,588	35.1%	71.9%	287,132	15,701	8	1
2014年9月	57,534,917,247	21,361,580,892	16,096,100,318	37.1%	75.4%	289,979	16,315	7	1
2014年10月	57,296,917,737	20,895,631,464	15,512,367,502	36.5%	74.2%	293,750	15,162	7	1
2014年11月	55,130,454,870	19,265,963,008	14,522,597,873	34.9%	75.4%	296,958	14,263	7	1
2014年12月	71,573,933,228	26,394,895,090	19,973,659,226	36.9%	75.7%	300,572	14,871	7	1
2015年1月	73,159,769,474	23,517,469,591	17,130,471,486	32.1%	72.8%	304,183	15,202	7	1
2015年2月	42,614,483,017	17,761,574,593	14,737,378,453	41.7%	83.0%	307,112	14,002	7	1
2015年3月	56,717,736,415	25,353,884,584	20,518,583,874	44.7%	80.9%	309,857	14,216	7	1
2015年4月	41,630,748,915	18,646,170,916	15,001,765,217	44.8%	80.5%	313,695	14,515	8	1
2015年5月	42,040,708,442	18,301,622,236	14,509,712,818	43.5%	79.3%	316,562	14,227	8	0
2015年6月	44,127,356,281	19,438,958,665	15,234,527,007	44.1%	78.4%	320,286	14,100	8	0
2015年7月	48,759,208,386	24,378,338,178	20,376,860,101	50.0%	83.6%	323,236	14,642	8	0
2015年8月	48,731,716,922	23,687,642,185	19,116,145,166	48.6%	80.7%	325,895	14,414	8	0
2015年9月	45,967,572,293	18,700,020,357	14,283,087,821	40.7%	76.4%	328,743	14,198	8	0
2015年10月	44,588,745,537	21,916,010,955	18,354,629,338	49.2%	83.7%	331,244	13,527	8	0
2015年11月	38,208,329,218	19,414,527,339	16,502,991,450	50.8%	85.0%	333,471	12,799	8	0
2015年12月	48,123,028,064	21,476,104,503	17,113,464,987	44.6%	79.7%	336,010	13,293	8	0
2016年1月	62,062,620,972	22,516,618,550	16,060,482,314	36.3%	71.3%	337,932	13,703	8	0
2016年2月	51,653,882,068	19,279,815,843	14,094,866,188	37.3%	73.1%	339,997	13,656	8	0
2016年3月	40,356,089,233	18,606,016,338	15,080,744,372	46.1%	81.1%	341,946	12,786	8	0
2016年4月	36,489,348,439	14,764,081,733	11,151,481,753	40.5%	75.5%	343,455	12,225	8	0
2016年5月	30,408,947,057	12,571,694,622	9,718,897,340	41.3%	77.3%	344,396	11,880	7	0
2016年6月	41,049,958,607	15,640,129,701	11,407,064,360	38.1%	72.9%	346,292	12,676	7	0
2016年7月	44,590,396,300	16,709,189,921	12,028,087,753	37.5%	72.0%	348,508	11,873	7	0
2016年8月	35,153,145,466	16,487,775,607	13,505,192,225	46.9%	81.9%	350,123	11,194	7	0
2016年9月	37,839,682,823	16,607,941,558	13,042,750,414	43.9%	78.5%	352,151	11,905	7	0
2016年10月	32,821,963,916	13,929,376,388	10,816,109,135	42.4%	77.6%	355,023	10,980	7	0
2016年11月	43,409,886,755	17,486,233,977	13,034,254,464	40.3%	74.5%	356,916	11,929	7	0
2016年12月	41,032,267,799	18,102,594,509	14,542,097,222	44.1%	80.3%	358,699	11,125	7	0
2017年1月	41,947,092,168	17,198,885,388	12,979,961,049	41.0%	75.5%	360,949	11,978	7	0
2017年2月	35,293,426,934	15,820,761,675	12,810,971,575	44.8%	81.0%	363,138	11,330	8	0
2017年3月	41,584,655,477	18,551,845,327	14,830,216,235	44.6%	79.9%	365,420	11,442	8	0
2017年4月	37,908,093,215	16,348,364,067	12,460,695,575	43.1%	76.2%	367,128	10,881	8	0
2017年5月	40,539,836,847	17,347,847,169	13,453,306,111	42.8%	77.6%	368,856	11,161	8	0
2017年6月	38,130,796,433	16,722,135,421	13,194,383,702	43.9%	78.9%	370,893	10,982	9	0
2017年7月	35,586,643,630	15,739,741,155	12,329,548,458	44.2%	78.3%	372,820	10,524	9	0
2017年8月	38,486,456,476	16,560,762,399	12,830,066,635	43.0%	77.5%	374,810	11,020	9	0
2017年9月	35,804,141,987	15,334,516,267	11,730,466,151	42.8%	76.5%	376,821	10,743	9	0
2017年10月	33,712,468,339	15,730,053,561	12,628,911,033	46.7%	80.3%	378,785	10,380	9	0
2017年11月	35,056,560,758	16,177,295,931	13,023,466,934	46.1%	80.5%	380,658	10,066	9	0
2017年12月	34,189,167,320	17,193,581,853	13,963,061,604	50.3%	81.2%	382,147	9,770	9	0

注1：取引高＝取引されたバイナリーオプションの想定元本額 想定元本額＝ペイアウトが発生した場合に授受される価額 取引高は、新規取引のほか、ポジション解消のための取引を含む。

注2：取引代金＝取引されたバイナリーオプションの売買額（オプションプレミアム総額） 取引代金は、新規取引のほか、ポジション解消のための取引を含む。

注3：新規取引＝取引代金からポジション解消のための取引による取引代金を差し引いた値

注4：設定口座＝バイナリーオプション取引を行うことができる顧客口座数 取引実績口座数＝期間中にバイナリーオプション取引を行った顧客口座数

別表2 個人向け店頭バイナリーオプション取引 顧客損益率及び損失顧客率の推移

単位：％

年月	総計		GMOクリック証券（株）		トレイダーズ証券（株）		IG証券（株）		（株）FXプライムbyGMO		J F X（株）		FOREX EXCHANGE（株）		PLANET TRADE.COM（株）		ワイジエイドFX（株）		ヒロセ通商（株）		（株）FXトレード・フィナンシャル		Binary（株）	
	顧客損益率	損失顧客率	顧客損益率	損失顧客率	顧客損益率	損失顧客率	顧客損益率	損失顧客率	顧客損益率	損失顧客率	顧客損益率	損失顧客率	顧客損益率	損失顧客率	顧客損益率	損失顧客率	顧客損益率	損失顧客率	顧客損益率	損失顧客率	顧客損益率	損失顧客率	顧客損益率	損失顧客率
2013年12月	98.5	71.8	100	70.7	92.7	80.9	94.5	70.8	-	-	-	-	-	-	-	-	97.2	67.5	91.3	75.6	91.4	81.6	-	-
2014年1月	97.6	75.6	98	75.3	90.2	80	98	69.2	-	-	-	-	-	-	-	-	94.2	72.4	95.3	69.2	96.2	80.6	-	-
2014年2月	100.2	70.5	100.5	69.3	90.8	82.5	97.6	72.4	-	-	-	-	-	-	-	-	101.2	69.1	94.5	68.5	96.8	76.8	-	-
2014年3月	99.5	72.7	99.6	72.5	92.3	79.7	97.2	71.2	-	-	-	-	-	-	-	-	99.8	66.2	95.8	71	98	80.4	-	-
2014年4月	99.8	69.9	99.8	68.9	96	83.4	96.8	73.5	-	-	56	77.8	-	-	-	-	100.6	64.6	95.7	67.2	96.9	78.1	-	-
2014年5月	98.9	71.3	99	70.9	94.1	76.6	98.1	73.7	-	-	102.5	56.6	-	-	-	-	98	71.3	97.6	65.9	98.3	75.7	-	-
2014年6月	96.5	77.2	96.8	77.5	95.5	81.7	97.1	70.6	-	-	98	60.5	-	-	117	50	94.5	77.3	95	70.8	93.7	80.8	-	-
2014年7月	98.3	75.6	98.4	75.7	94.7	78.5	99.2	71.6	-	-	101.3	50	-	-	101.9	48.8	98.3	75.9	94.2	70.4	96.7	81.7	-	-
2014年8月	100.7	75.4	101.8	75.9	92.3	78.9	98.1	70.2	-	-	121.7	35.3	-	-	111.6	36.3	97.5	76.5	95.2	69	95.1	80.7	-	-
2014年9月	94.1	80.9	93.9	82.1	95	76.5	95.3	76.8	-	-	101.1	51.8	-	-	-	-	96.9	77.6	88.4	74.7	90.6	82.2	-	-
2014年10月	95.5	78.9	95.6	79.3	93.3	77.4	96.9	74.4	-	-	100	46.5	-	-	-	-	94.6	80.1	91.7	71.6	91.3	85.6	-	-
2014年11月	96.2	78.6	95.8	79.5	95.1	75.4	99.5	72.8	-	-	99.8	64	-	-	-	-	96.1	76.2	91.9	71.2	91.1	83.3	-	-
2014年12月	100.4	72.7	102	71.4	95.9	74.8	95.7	72	-	-	97	73	-	-	-	-	91	79.8	89.7	72.2	97.6	79.9	-	-
2015年1月	97.0	79.1	97.4	79.1	90.8	79.6	98.5	76.2	-	-	99.7	63.6	-	-	-	-	90.3	80.5	88.1	75.8	96.9	81.8	-	-
2015年2月	95.6	76.9	95.6	76.8	89.6	80.6	98.7	70.4	-	-	94.2	61.8	-	-	-	-	91.3	80.1	93.6	71.1	95.5	78.6	-	-
2015年3月	97.5	77.9	98.4	77.7	95.2	74.2	95.2	71	-	-	93.6	65.1	-	-	-	-	91.7	82.5	89.9	75.8	94	83.3	-	-
2015年4月	95.7	78.6	95.1	80.3	93	76.2	99.3	70.7	100.2	65	95.3	62	-	-	-	-	96.1	78.6	90	72.9	91.8	78.6	-	-
2015年5月	96.2	78.1	95.5	79.9	96.4	72.2	98.5	69	99.7	68.8	95.5	66.1	-	-	-	-	93.7	79.4	89.5	71.4	95.2	78.8	-	-
2015年6月	96.3	77.5	96.1	78.7	94.7	76.1	96.4	72.5	99.3	67	101.3	55	-	-	-	-	94.1	81.2	88.2	73.3	95.6	79.9	-	-
2015年7月	98.1	76.1	98.3	76.5	95	75.1	94.7	103.5	64.6	99.7	60	-	-	-	-	-	90.7	83.1	91.9	75.9	95.8	80.9	-	-
2015年8月	98.6	74.2	98.9	74.9	96.6	75.3	96.2	72.8	101.9	65.9	104.4	58.5	-	-	-	-	95.2	79.5	93.2	68.5	97.5	75.2	-	-
2015年9月	95.6	79.4	96.1	79.5	90.5	77.5	95.3	76.2	92.6	77.6	90.6	80.8	-	-	-	-	95.3	80.2	91.1	82.2	95.1	81.2	-	-
2015年10月	98.3	74.2	98.5	74.1	90.1	75.8	97	75.1	100.9	67.4	110.4	40	-	-	-	-	98.7	78.2	93.3	73.1	94.8	78.5	-	-
2015年11月	97.4	74.7	97.9	73.9	89.5	78	97.5	67.4	93.4	77.6	95.9	57.4	-	-	-	-	95.3	77.9	92.5	74.6	94.7	80.6	-	-
2015年12月	95.7	77.6	95.9	78	92.6	70.9	98	74.8	92	77.9	110.5	46.9	-	-	-	-	93.9	81.6	91.5	71.9	93.4	75.7	-	-
2016年1月	98.2	76.9	99.1	77.1	96.5	74.7	96.9	74.7	94.5	74.1	101.2	55.7	-	-	-	-	95.4	79.5	90.6	76.9	94.1	78.8	-	-
2016年2月	95.8	77.9	96.1	77.8	95.6	76.8	96.6	75.4	96.7	73.2	97.7	54.9	-	-	-	-	93	83.3	91.1	73	91.9	81	-	-
2016年3月	97.4	76.3	98.3	76.9	89	80.4	94.7	74	97.1	70.2	102.4	50	-	-	-	-	96	78.5	94	69.8	94.8	75.5	-	-
2016年4月	94.2	78.8	93.8	80.2	93.7	76.7	95.1	70.7	94.5	71.7	111.2	37.5	-	-	-	-	97.6	79.5	91.5	75.5	93.4	79.6	-	-
2016年5月	93.4	80.4	92.2	82.1	90.6	80.1	96.4	70	96.2	73	-	-	-	-	-	-	96.1	82.2	92.4	75.4	97.3	74.7	-	-
2016年6月	96.7	77.1	97.1	77.7	92.1	79.1	95.7	64.9	97.2	70.1	-	-	-	-	-	-	93.7	83.2	92.8	75.9	97.4	75.4	-	-
2016年7月	96.7	76.8	96.8	77.2	93.2	73.6	96.3	74	98.4	72.7	-	-	-	-	-	-	97.6	78.7	91.9	76.4	94.3	78.7	-	-
2016年8月	97.4	74.8	98	73.8	89.7	78	98	68.1	99.7	69.8	-	-	-	-	-	-	90.5	81.9	95.2	74.3	92.3	83	-	-
2016年9月	94.7	80.4	94.6	81.3	91	76.9	95.8	72	94	78.4	-	-	-	-	-	-	96.7	81.8	90.8	77.1	92.8	78	-	-
2016年10月	95.2	77.9	95.1	78.8	92.6	76	97.4	70.5	96.1	74.2	-	-	-	-	-	-	93.7	79.2	92.2	74.7	94.2	77	-	-
2016年11月	96.0	79.2	96	79.3	87.9	79.4	98.8	75.6	92.2	78.8	-	-	-	-	-	-	97.3	80.9	92.1	76.9	93	77.8	-	-
2016年12月	95.9	77.6	96.5	77.9	90.1	74.9	96	72.3	95.2	72.7	-	-	-	-	-	-	90.6	83	91	72.5	92.6	76.5	-	-
2017年1月	95.5	78.4	96.1	78.5	90.1	81.7	95.4	72.7	93.5	74.1	-	-	-	-	-	-	94.9	80.3	90.1	77.9	88.7	81.4	-	-
2017年2月	95.9	76.9	96	77.5	93.5	73.9	97	69.2	96.1	75.4	-	-	113	20	-	-	93.7	80.2	94.7	73.7	95.6	73.4	-	-
2017年3月	96.5	77.4	96.9	77.6	90.6	78.4	97	69.7	95.4	74.9	-	-	107.8	51.5	-	-	96.5	79.3	91.6	79.7	90.9	80.3	-	-
2017年4月	95.9	77.5	95.6	78.5	94.7	73.1	100.5	66.2	95.6	73.7	-	-	98.3	53.8	-	-	92.6	80.7	88.8	72.1	92.2	77.3	-	-
2017年5月	95.6	77.7	95.6	78.2	92.4	74.3	96.9	69.2	97	77	-	-	97.6	45.4	-	-	94.8	80.2	93.1	77	93	76.3	-	-
2017年6月	95.8	77.5	95.9	78.1	92.4	79.7	97.7	67.5	95.7	73.8	-	-	104.3	65.2	-	-	94.2	81.2	90.4	74.2	92	75.5	114.8	30.7
2017年7月	95.1	78.0	94.9	79.7	93.9	75.6	95.4	70.8	95	72.1	-	-	118.2	36.6	-	-	96.6	78.7	89.6	72.2	91.8	76.4	145	35.4
2017年8月	95.4	76.8	95.3	78.3	92.1	76.5	95.2	68.8	95.4	74.7	-	-	151.4	27.2	-	-	99	76	90.6	70.5	91.1	76.7	108.7	53.2
2017年9月	96.3	77.0	96.3	77.7	87.5	79.5	96.4	72	96.5	72.3	-	-	136.4	44.4	-	-	100.4	78.5	92.9	70.6	89.7	79.4	115.2	39.6
2017年10月	96.6	75.8	96.8	76.1	89.7	73.6	98.1	72.1	94.8	75.9	-	-	150.3	20	-	-	96.3	77.3	91.1	69	93.4	79.8	105.4	56
2017年11月	96.1	77.1	96.6	77.3	87.1	73.9	96.4	75.3	92.2	73.6	-	-	140.1	60	-	-	95.3	79.2	87.9	74.3	89.2	80.4	104.3	51.7
2017年12月	98.9	71.3	100.1	69.8	89	75.1	95	72.8	96	72.2	-	-	-	-	-	-	94.4	78.5	94.8	66.9	95.3	71.4	101.1	62.6

注1：顧客損益率＝（顧客支払いプレミアム＋顧客受け取りプレミアム）÷（顧客受け取りプレミアム＋顧客受け取りペイアウト）×100 損失顧客率＝損失顧客数÷取引実績口座数×100

注2：総計の顧客損益率および損失顧客率は、それぞれ会員から報告された顧客損益額、損失顧客数を集計して計算した値である。このため、会員別に記された値の平均値とは異なる。

FINANCIAL FUTURESニュース

(平成30年1月～3月)

1. MiFID II / MiFIR開始、データが使用可能 (PR 1月4日)

欧州証券・市場機構 (ESMA) は、1月3日、欧州経済圏 (EEA) のEU加盟国管轄当局 (NCA) の協力を得て、金融商品市場指令 II (MiFID II) 及び金融商品市場規則 (MiFIR) の施行を開始した。新制度が適切に機能するには、データが業者や取引施設の市場参加者及びNCAによるデータ使用を確実にすることが必要である。このデータは、ESMAのウェブサイトで使用可能になっており、継続して更新される。

2. LCH、2017年の清算数量は過去最高 (PR 1月8日)

ロンドン清算会社 (LCH) は、2017年、SwapClearが想定元本873兆ドル (2016年比31%増)、想定元本圧縮が608兆ドル (同58%増) など過去最高の清算実績を達成した。そのほか、株式、債券及び店頭デリバティブでも過去最高であった。インフレーション・スワップの清算が3.1兆ドルと前年比約3倍あった。ForexClearは、想定元本11兆ドル超 (2016年は約3.2兆ドル) を清算した。RepoClearは、過去最高の175兆ドル (前年比25%増) を清算した。クレジット・デフォルト・スワップ (CDS) の指数及び個別銘柄は想定元本1.1兆ユーロの過去最高額を清算した。

3. NFA、コストの顧客への開示に関する規則改正施行日 (Notice 1月11日)

NFA法令遵守規則第2-36条 (外為取引の要件) 及び同第2-43条 (外為注文) 改正の施行日を2018年4月5日とする。会報第115号F.F.ニュース55参照 (以下「会報第115号55」のように表示する)。

4. アルゴリズム取引及び直接アクセス届出: BaFin標準様式 (PR 1月12日)

アルゴリズム取引を行う、又は取引施設に直接電子アクセス (DEA) を提供する投資サービス業者が、2018年1月3日以後、改正後のWpHG 77(2)-1及び同80(2)-5に基づき各EU加盟国監視機関に届け出るための標準様式。

5. 米年金基金、カナダ金利ベンチマーク操縦で9銀行を告訴 (PR 1月15日)

コロラド消防・警察年金基金は、カナダの6銀行を含む9大手銀行を、共謀してカナダ銀行間取引金利 (CDOR) を抑圧・操縦し、デリバティブ取引からの利益を増やしたとして、裁判に訴えた。

6. Nasdaq、パナマ証券取引所に取引システムを提供 (PR 1月16日)

Nasdaqは、パナマ証券取引所 (BVP) に付合せシステムであるNasdaq Financial Frameworkを提供する。Nasdaqは、50カ国90超の市場 (世界で行われる取引の10分の1に相当) に技術を提供している。

7. ESMA、一般投資家向けCFD及びバイナリー・オプションに関し市中協議 (PR 1月18日)

ESMAは、一般投資家を保護するための差額契約 (又は差金決済取引) (CFD) 及びバイナリー・オプシ

ョンの販売に関連して商品介入対策に関し証明の呼びかけ（市中協議）を実施した。CFDには、rolling spot forexを含む。CFDについて、市中協議での提案は次の通り。①一般顧客によるポジション開設時のレバレッジを原資産の種類に応じて過去の価格変動を反映して30:1から5:1の範囲とする。②ポジションに関する証拠金建玉強制決済ルールは、業者が一般顧客の未決済CFDを反対売買しなければならない証拠金率を標準化する。③口座ごとの負の残高保護は、一般顧客の損失に全体として保証限度を提供する。④CFD業者が提供する取引動機となるインセンティブに制限を設ける。⑤CFD業者による標準化されたりリスク注意喚起には、一般投資家の口座に生じる可能性のある損失のレンジの示唆を含む。このほか、仮想通貨のCFDも規制すべきかどうか検討中である。バイナリー・オプションについて、現在検討中の対策は、バイナリー・オプションの一般投資家への販売を禁止することである。市中協議への回答締切は、2月5日23:59（パリ時間）。（会報第115号61）

8. CME、CME FX Linkの稼働を開始（Notice 1月18日）

CMEは、CME Globexに、店頭と先物の架け橋となるCME FX LINKというスポット外国為替（FX）ベーク・スプレッドの稼働を3月25日に開始する。（会報第114号71）

9. HSBC、FXフロントランニングで罰金等1億超ドル支払いで和解（PR 1月18日）

HSBC Holdingsは、2010年～2011年のFX価格操縦（フロントランニング）について罰金等1億150万ドル支払いで米法務省と和解した。

10. TAIFEX、GBP/USDとAUD/USDの通貨先物を上場（PR 1月22日）

台湾先物取引所（TAIFEX）は、GBP/USD FX FuturesとAUD/USD FX Futures通貨先物を上場した。取引単位は、それぞれ2万ポンド及び2.5万豪ドル。

11. FCA、オンラインによる投資詐欺のリスクが増大（1月29日）

金融行為機構（FCA）は、英国においてバイナリー・オプション詐欺により、毎日8.7万ポンド超の損失が出ていると、注意喚起した。25才より若い人（13%）は、55才を超える人（2%）と比較して、ソーシャル・メディアを通じた投資の呼びかけを信用する可能性が6倍高く、投資詐欺者からの連絡方法として、オンラインは、電話を追い抜いた。これは、投資詐欺の犠牲者のプロフィールが変化しつつあることを示している。

12. DBAG、フランクフルトの金融センターとしての機能を充実（1月29日）

ドイツ取引所（DBAG）は、2020年までに1850万ユーロを投資してフランクフルトの証券取引所ビル（証券取引所ビル）の金融センターとしての機能を充実させる。Eurexは、取引及び清算ハブをシンガポールに設置する計画を取り消し、3月末までにスイス・オペレーションを閉じ、フランクフルトのオペレーションに焦点を絞る。

13. BNP Paribas、FX価格操縦で9000万ドル支払いに和解合意（PR 1月26日）

BNP Paribasは、電子取引基盤において、FX価格決定に当たり、善意ではない取引、ビッドとオファーの協調、そして特定の顧客への提示価格に関する合意等による価格操縦を行う陰謀に参加した（2011年9月

から2013年7月)として、価格操縦・独占禁止法違反の疑いで9000万ドル支払いに和解合意した。

14. ベルギー FSMAに寄せられた苦情等 (PR 2月1日)

ベルギー金融サービス・市場機構 (FSMA) が2017年に受けた顧客からの苦情等1710件 (2016年比13%増)のうち、ほぼ半分の792件 (同45%増) が金融商品・サービスの詐欺的・不法な販売に関連し、うち169件がマルチ商法、164件がバイナリー・オプション、118件が強引な電話商法、71件がウェブ偽装詐欺 (phishing)、53件がダイヤモンド、38件がクレジット、33件が仮想通貨であった。一方FSMAは、2017年、116件 (同70%) の注意喚起を発出した。うち46件が強引な電話商法、42件がバイナリー・オプションであった。

15. Nasdaq、PEXに新市場付合せシステムを提供 (PR 2月5日)

Nasdaqは、パレスチナ取引所 (PEX) への新市場付合せシステム (Nasdaq Financial Framework) 提供に合意した。加えて、PEXは、今後もNasdaqのSMARTS監視システムも継続して使用する。

16. 印NSEI、BSE及びMSEI、指数及び市場データの提供を取り止め (PR 2月12日)

インドの取引所NSEI (National Stock Exchange of India)、BSE (Bombay Stock Exchange) 及びMSEI (Metropolitan Stock Exchange of India) は、「インドで上場・取引される証券のインド指数及び市場データの提供についての合同報道発表」を出し、外国の取引所に指数や証券価格のデータを提供する契約を取り消し、データ提供をやめることとした。流動性がインド外へ持ち出されることはインド市場にとって良くないため。この発表を受けて、シンガポール取引所 (SGX) は、Niftyファミリー (5株価指数) の先物・オプションを2018年8月までは取引を続けるとする声明を出した。先物業協会 (FIA) は、世界中の市場へのオープンかつアクセス可能を支持し、指数やデータへのアクセスの制限が世界の多くの取引所での取引を破壊する可能性があり、アクセス可能な市場は、流動性の最適な成長と発展に必要である、とする声明を出した。(下記20.参照)

17. IOSCO、店頭レバレッジ商品の投資家保護方策案を市中協議 (PR 2月13日)

証券監督者国際機構 (IOSCO) は、rolling-spot forex contracts、contracts for differences (CFD) 及びバイナリー・オプションの販売について、店頭レバレッジ商品の投資家を保護する方策に関する提案を市中協議に付した。締切は3月27日。その内容は、①一般投資家に関係商品を販売する全ての業者に許可要件を設ける、②レバレッジ上限又は最少証拠金要件を設ける、③投資家が当初の投資期間を超えて損失を被るリスクについて方策を設ける、④商品の費用及び手数料を開示させる、⑤損失率など商品のリスクの開示を改善させる、⑥価格決定及び注文執行の質を高めさせる。

18. オーストラリア、金融苦情機構を設立 (PR 2月14日)

オーストラリア議会が、オーストラリア金融苦情機構 (AFCA) を設立する法案を可決した。2018年11月1日までに苦情受付を開始する。

19. Nasdaq、ルーマニアOPCOMに新市場テクノロジー提供 (PR 2月14日)

Nasdaqは、ルーマニアのガスと電力の市場運営者OPCOMに新市場テクノロジー (Nasdaq Financial Framework) を提供することで合意した。OPCOMは、2005年からNasdaqのシステムを使用している。

20. SGX、SGX Nifty ファミリーの後継商品を上場へ (PR 2月19日)

SGXは、2018年8月前にSGX Nifty ファミリーの後継商品を上場する。これにより、市場参加者にインド資本市場へのリスク・エクスポージャーへの投資・維持と同じ機能を提供し、市場参加者は、NSEIとのライセンス契約消滅後もこれらの商品を継ぎ目なく取引し続けることができる。(上記16.参照)

21. CurveGlobal、SONIA (3 ヶ月) 先物を上場へ (PR 2月19日)

金利デリバティブ取引基盤であるCurveGlobalは、2018年第2四半期に、SONIA[※] (3 ヶ月) 先物を上場すると公表した。ロンドン証券取引所デリバティブ市場 (LSEDM) での取引が認められる、2021年までにLIBORを置き換える英中銀のベンチマーク改革により見込まれる顧客需要の拡大を見込む。

※ SONIA：英ポンド無担保翌日物指数平均金利 (SONIA、Sterling Overnight Index Average)

22. APEX、MASからデリバティブ取引所の認可を取得 (PR 2月26日)

新デリバティブ取引所であるAsia Pacific Exchange (APEX) は、シンガポール通貨庁 (MAS) からデリバティブ取引所及びデリバティブ清算機関としての認可を取得した。5月にシンガポール第3番目の取引所としてパーム油先物取引を開始する予定。

23. FRBNY、SOFRの公表を2018年4月3日から開始 (PR 2月28日)

ニューヨーク連邦準備銀行 (FRBNY) は、有担保翌日物調達金利 (SOFR) の公表を4月3日から開始する旨を表明。

24. CME、SOFR先物を上場へ (PR 3月1日)

CMEは、1 ヶ月及び3 ヶ月のSOFRの先物を5月7日に上場する。決済価格は、FRBNYが米金融調査局 (OFR) の協力を得て、4月3日に公表開始し、その後毎日公表する代替参照金利委員会 (ARRC) 承認 (2017年6月) のSOFR指数に基づく。取引単位は、1 ヶ月が4,167ドル×価格、3 ヶ月が2,500ドル×価格、最小価格変動幅は、1 ヶ月の最期近限月が0.0025 (10.4175ドルに相当)、1 ヶ月のその他の限月が0.005 (20.835ドルに相当)。3 ヶ月の最期近限月が0.0025 (6.25ドルに相当)、3 ヶ月のその他の限月が0.005 (12.50ドルに相当)。上場限月は、1 ヶ月が7暦月、3 ヶ月が20四半期月限月。商品コードは、1 ヶ月がSR1、3 ヶ月がSR3。SOFRは、広義米国債レポ調達金利 (BTFR、broad Treasuries repo financing rate) とも呼ばれる。

25. RBI、FPIによる金利先物の建玉に別枠の上限 (Notification 3月1日)

インド準備銀行 (RBI) は、「市場がさらに発展できるように」外国ポートフォリオ投資家 (FPI) が取引する金利先物 (IRF) に、IRFの買建てについて、5,000クロール・ルピー (=500億ルピー) の別枠の上限を設ける。現在は、国債証券についてのFPI上限は、国債証券への投資とIRFへの投資間で代替可能であり、

FPIによるIRF買建玉は、国債証券限度使用が90%に届くことは認められない。RBIは、市場がさらに発展できるように、また、FPIによるIRFへのアクセスが中断させられないようにするため、FPIにIRF買建玉のための別枠の500億ルピーの上限を割り当てることを決定した。

26. Cboe Europe、EUベンチマーク管理者として登録（PR 3月8日）

Cboe Europeは、EUベンチマーク規則（BMR）に基づくベンチマーク管理者として登録された。CBOEは、2016年6月に欧州での指数業務を開始した。

27. CFTC、CDS建玉のCMEからICCへの移管を認可（PR 3月9日）

CFTCは、CMEとICE Clear Credit LLC（ICC）の要請に応じ、CDSの建玉をCMEからICCに移管することを認可した。

編集注：CMEは、店頭CDSの清算業務から2018年央までに撤退します。（会報第114号65）

28. SGX、デリバティブ清算基金要件の改善を提案（PR 3月13日）

SGXは、各会員が負担するリスクに正確に応じた金額をSGXデリバティブ清算（SGX-DC）清算基金に貢献する清算基金の頑健性を強化する改善を提案した。この改善により、基金がストレステスト損失の変化に対応する際、より機敏に対応できるようになる。

29. IBA、ICE LIBORのテスト・データを公表へ（PR 3月13日）

ICEベンチマーク管理会社（IBA）は、ICE LIBORのテスト・データを3ヵ月のテスト期間公表する。その期間中は、20のLIBORパネル銀行全部がLIBORの提出を行わなければならない。

30. CMEG、NEX買収を打診（PR 3月16日）

CMEグループは、NEX Group plc（IHICAP plc）に買収を打診した。NEX Group plcは、電子取引執行、投資取次、取引後リスク軽減、電文伝達、情報サービス等の子会社を通じて行う金融テクノロジー会社。

31. SEC、過去最大の内部告発者報奨金支払い（PR 3月19日）

SECは、2名の内部告発者に合わせて約5000万ドルを支払い、加えて3番目の内部告発者に過去最大となる3300万ドル超の内部告発者報奨金を支払った。これまでの最大額は、2014年の3000万ドルであった。SECは、2012年に最初の報奨金を支払って以来53名の内部告発者に2億6200万ドル超の報奨金を支払った。

32. CDS建玉をCMEG からICE Clear Creditに移管（PR 3月19日）

CMEGのCDS建玉がCMEGのCDS業務撤退に伴いCMEGからICE Clear Credit（ICC）に移管された。（会報114号65、上記27参照）

33. BIS-BCBS、市場リスクの最少自己資本要件の変更案（PR 3月22日）

バーゼル銀行監督委員会（BIS-BCBS）は、市場リスクに関し、次の最少自己資本要件の変更案を市中協

議に付した。(①FXリスクの変更を含む標準アプローチの測定の変更、②一般的な金利リスク、FXリスク及び株式リスクに適用される標準アプローチ・リスクウェイトの再検査、③銀行の内部リスク管理モデルが個別の取引デスクのリスクを反映しているかどうかの決定への検証プロセスの修正、④内部モデル作成に適切なリスクファクターの特定のための要件の明確化、⑤市場リスク自己資本要件の衣装となるエクスポージャーの範囲の明確化。)

34. ESMA、CFDとバイナリー・オプションに販売規制 (PR 3月27日)

ESMAの監督者理事会は、EU内の一般投資家を対象とするCFD及びバイナリー・オプションの販売を規制することで合意した。対象商品の国境を越えて取引されるという性格から、汎EUの取組みが必要とされ、ESMAの介入権限による規制が最も適切かつ有効であるとされた。金融商品市場規則(MiFIR)の規定に基づき、この規制は3ヵ月間に限って有効であり、3ヵ月終了前にさらに3ヵ月有効にするかどうか検討する。

①バイナリー・オプションは、一般投資家に販売(marketing, distribution or sale)することを禁止する、②CFDは、一般投資家への販売を制限する。販売制限には、建玉のレバレッジ上限、口座ごとの証拠金強制決済ルール、口座ごとの負の残高保護、CFD販売業者によるインセンティブの使用、及び標準的な方法で交付される業者ごとの特定のリスク注意喚起がある。

①レバレッジ上限は、(i)主要な通貨ペアは30:1、(ii)主要でない通貨ペア、金及び主要な指数は20:1、(iii)金及び主要でない株価指数以外のコモディティは10:1、(iv)個別株式及び他の参照価値は5:1、(v)仮想通貨は2:1。

②口座ごとの証拠金強制決済ルールは、販売業者が1又は複数の一般顧客の未決済CFDを強制決済しなければならない証拠金率(最小必要証拠金額の50%)の標準化をいう。

③口座ごとの負の残高保護は、一般顧客の損失に全体としての保証上限を提供することをいう。

④CFDを取引することを勧誘するインセンティブの制限。

⑤CFD販売業者の一般投資家口座における損失率を含む標準リスク注意喚起。

今後のスケジュールは、数週間以内にこれらの制限を制定し、ウェブサイト公式通知し、官報に掲載され、バイナリー・オプションは、それから1ヵ月後、CFDは2ヵ月後に適用される。(会報第115号61、上記7参照)

35. CME、NEX買収を合意 (PR 3月29日)

CMEは、英国の金融テクノロジー会社のNEX Group (NEX) を一株10英ポンド(現金500ペンス、CME株0.0444株(3月28日の終値USD158.84、為替レートUSD/GBP1.4104に基づく))で買収することで合意した。取引価値総額は、約54億ドル。NEXは、米国債を取引する最大の電子プラットフォームBrokerTechを所有する。NEX買収は、先物、現物及び店頭市場での取引・リスク管理をもたらす。

PR : Press Release

- ・一般社団法人金融先物取引業協会は本書面が提供する情報の正確性、最新性等を維持するために最大限の努力を払い作成していますが、必ずしもそれを保証するものではありません。
 - ・本書面に掲載している個々の情報（文章、図、表等全て）は、著作権の対象となり、著作権法及び国際条約により保護されていると共に、本書面の情報利用により利用者が損害をうけたとしても、一般社団法人金融先物取引業協会はその損害に対し、いかなる責任も負わず、損害賠償をする義務はないものとします。
- Copyright © The Financial Futures Association of Japan All Rights Reserved.

〒 101-0052 東京都千代田区神田小川町 1 - 3

NBF 小川町ビルディング

一般社団法人 **金融先物取引業協会**

TEL (03) 5280-0881 (代)

FAX (03) 5280-0895

URL <http://www.ffaj.or.jp/>

本書は、投資や運用等の助言を行うものではありません。
本書の全部または一部を転用複写する場合は、当協会までご照会ください。

